

國土館史學

国分寺と山林寺院・村落寺院……………須 田 勉…… 1

(史料紹介)

「田辺忠男関係文書」(国土館大学図書館所蔵)について

——企画院「国土計画」関連文書を中心として——……佐 々 博 雄…… 33

研究ノート

中国における去勢の起原(補)……………川 又 正 智…… 66

国史学研究室だより

東洋史学研究室だより

第 十 号

平成 14 年 3 月

國土館大學史學會

國土館大學文學部内

国分寺と山林寺院・村落寺院

須田 勉

一. はじめに

奈良時代の仏教は、朝廷や貴族あるいは地方豪族の宮む官寺・氏寺を中心に、鎮護国家のための仏教として発展したと考えられ、これまでの研究の多くも、その本筋にそって進められてきた。しかし、僧尼が自己の修行のために、本寺とは別に人里はなれた静寂な山林に営まれた寺院に住し、密教的な山林修行に打ち込むことは少なくなかった。古代仏教全体の中で、そのことの重要性を早くに指摘したのは古江亮仁であるが、さらにこの問題を一步進めた藺田香融は、山林修行者という特別の僧侶ではなく、神教や道滋のような奈良仏教を代表する学匠が、「求聞持法」という密教的な山林修行の作法に基づき、一方では本寺に属しながら、一方では自己の修行のために「山房」「別所」をもっていたことを指摘し、さらに古代仏教が官寺や宮廷だけで完結したのではなく、多くの場合、僧尼の如法修行には、必然的に山林修行が重要な構成要素として付随していたことを主張する。

僧尼の規範を定めた僧尼令や時々の法令では、僧尼の山林修行は政府の統制下におかれていたようであるが、官許を経て真摯な態度でのぞむ山林での精神練行の僧尼の行動は、国家の目指した仏教と対立するものではなかった。むしろ、密教的な山林修行によって呪力を得た僧尼は、その呪力によって湯薬を施して病を癒し、風雨順序・五穀豊穡・兆民快樂などを祈

願するため、宮廷や官寺に好んで招かれたのである。陀羅尼を暗誦することができれば、政治的手腕一つで、僧網の高官に任官することもできたし、道鏡のように宮廷に出仕することも可能だったのである。

藪田は、本寺と山林寺院の具体例として、大和元興寺・大安寺と吉野比蘇寺、法隆寺と福貴寺、広隆寺と法輪寺などをあげ、上原真人は、最古の官宮山林寺院である志賀山寺（崇福寺）と大津宮に隣接する南滋賀廃寺との関係も、両寺がほぼ同時期に、近似した仏地形式で造営された事実から、同じ視点で評価できる可能性を指摘する。さらに、大和興福寺の法相学派である賢璵・修円による室生山寺の形成もその例であろう。

佐久間竜が指摘するように沙弥・沙弥尼から比丘・比丘尼にいたるまでの道筋に、沙弥行ともいうべき山林修行が不可欠の要件であったとすれば、中央の官大寺と密教的な山林寺院との関連の図式は、八世紀後半に国大寺として成立した国分寺においても存在したはずである。もしそうであれば、国分寺に付随する山林寺院は、どのような環境の中で、またどのような構造でいつ頃造営されたのか。さらに、国分寺の山林寺院は、民間修行僧の活動の場である山林寺院や村落寺院とどのように関っていたのかを考古学的に検討してみたい。

二. 国分寺と山林寺院

しかし、実際には、僧尼の修学と精進練行とを媒介として機能分化した本寺と山林寺院との関係を考古学的に検証することは、文字資料が残されない限り、かなり困難な作業である。そのことが、文献史学の立場から、古江や藪田などによって早くから山林修行のもつ重要性が指摘されながら、考古学的な検討が遅れた最大の原因でもあった。

しかし、山林寺院が本寺に付随した自己修業のための不可欠な禪行の場であり、両寺が相互補完的な機能をもつのであれば、現象面にあらわれたいくつかの条件を組み合わせることで、ある程度絞り込むことは可能であろう。その条件を示すと、

(一) 八世紀中葉以降に新たに成立した寺で、国分寺瓦窯から一括して供給された同范瓦を出土するところ。

- (2) 国分寺と一定の距離をもち、僧尼の禪行にふさわしい環境にあること。
(3) 密教に関連した建築構成や構造をもち、さらにそれと関連した仏具・僧具などを出土するところ。
などがあげられる。

(1) については、国分寺の僧尼に不可欠な禪行の場であり、付随する山林寺院が公的に営まれた施設であるなら、本寺の造営計画と一体化して造営された可能性がある。

(2) は、上原が指摘するように、山林仏教の拠点といわれる山林寺院は、必ずしも自然立地で規定できるものではなく、山林寺院を規定する最大の条件は、僧尼の禪行にふさわしい人文上の環境であり、僧尼令のいう「不交於俗」、すなわち俗地との隔絶性をもつことである。⁽⁸⁾ 本寺である国分寺そのものについても「則不欲薰臭所及。遠人則不欲勞費帰集。」⁽⁹⁾ という選地に関する条件がつけられている。

また、国分僧尼寺の根本経典である「金光明最勝王経」「法華経」には、少なからず陀羅尼が説かれているが、特に前者の経典には、ほとんど全巻を通じて陀羅尼の功德がのべられ、それを誦持することによって一切の悪難から逃れ、福利を受けるといふ鎮護国家的な密教的現世利益が説かれている。藤原広嗣の乱を直接的な背景として発布された国分寺創建の詔の中で、新たに「金光明最勝王経」が加えられ、僧寺の寺名が「金光明四天王護之寺」と定められたゆえんであろう。「金光明最勝王経」を誦するにあたって選ぶべき場所は、同経巻八の吉祥天女增長財部品第十七に「空閑阿蘭若処」、巻七の大弁才天女品第十五之一に「寂靜蘭若処」とあり、寂靜な阿蘭若処、すなわち、日常生活圏から離れた香りたじやう寂靜な場所で行うべきことが説かれている。⁽¹⁰⁾

(3) は、国分寺僧の定員が僧寺二〇人、尼寺が一〇人であることから推察すると、さほど大きな規模ではなく、屋蓋構造も総瓦葺・葺葺などの正堂のほか、僧坊・倉・厨・湯屋などの若干の付属施設で構成されたと想定される。正堂が瓦葺以外の屋蓋構造であったことも推測できるが、その場合は、墨書土器などの文字資料が出土しない限り、特定することは難

しい。仏供養具には、密教的修法に必要な香炉・香合・闍伽具・花瓶・灯明具・瓦鉢などのほか瓦塔なども含まれるよう。蘭田香融が明らかにした比蘇山寺での「虚空蔵求聞持法」による山林修行に必要な供養具は、塗香・諸花・焼香・飲食・灯明の五種の供具である。以上、いくつかの条件を定め、国分寺に付随した山林寺院の候補をあげると。

(a) 出雲国分寺—中竹谷遺跡、(b) 美作国分寺—大田茶屋遺跡、(c) 遠江国分寺—岩室廃寺、(d) 上総国分寺—(1) 小食土廃寺・(2) 千草山廃寺・(3) 真里谷廃寺、(e) 下総国分寺—(1) 大塚前廃寺・(2) 流山廃寺・(3) 船戸遺跡、(f) 常陸国分寺—高倉廃寺などがあげられる。

(a) 中竹谷遺跡は、⁽¹⁾出雲国分寺の西約二〇〇mに舌状に張り出した、標高約二七mの丘陵上に位置し、意宇川下流域の平野や国庁もみわたせる景勝の地にある。馬背状の丘陵を削り出した平坦地に、奈良時代後半期の三×二間の建替えの認められる掘建柱建物がある(図1)。建物周辺の溝状遺構からは、八世紀後半から九世紀初頭の土師器・須恵器が投棄された状態で出土した。土師器には灯明具がある。丘陵北斜面および斜面下の池からは、土師器・須恵器のほか、国分尼寺と同範の鏡瓦・宇瓦・鬼瓦を出土し(図2)、位置関係から丘陵上の掘建柱建物に使用された可能性がある。その場合、掘立柱建物は菴棟の建物に想定すべきであろう。

(b) 大田茶屋遺跡は、吉井川の支流である宮川によって開析された盆地に張り出した標高約一二五mの丘陵端の景勝の地にある。⁽²⁾眼下にみる沖積地の北には式内社である中山神社(美作一宮)、南に美作国府を望み、南東約六kmに国分寺がある。掘建柱建物一七棟のほか、掘立柱塀、土塼、溝、河道跡などが検出されるなど、ほぼ遺跡の全貌が確認された(図3)。中心建物は、三×二間の側柱のみの建物(53号)の東西と前面に目隠塀風の掘立柱塀を備えた建物と、四×二間の身舎のみの建物の西側と北側に土庇風の庇をもった建物(52号)との二棟の異なる構造の建物が二時期重複して存在する。両建物が本遺跡の正堂であったと想定される。さらに南面の東西に南北棟の二棟の総柱構造の倉が計画的に配置され(47・50号)、寺の中核部が形成されていた。倉はそれぞれの正堂に伴った可能性が高い。位置的に正堂と密接に関った高床構造の倉なの

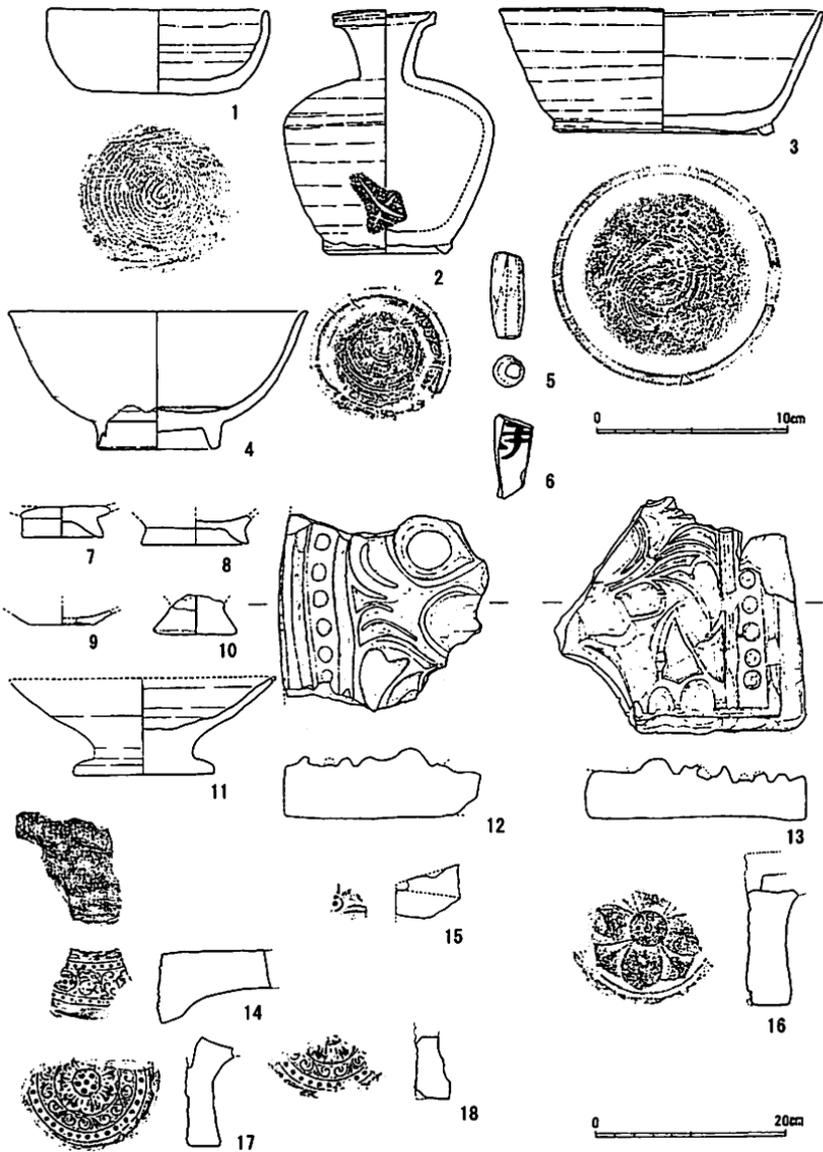
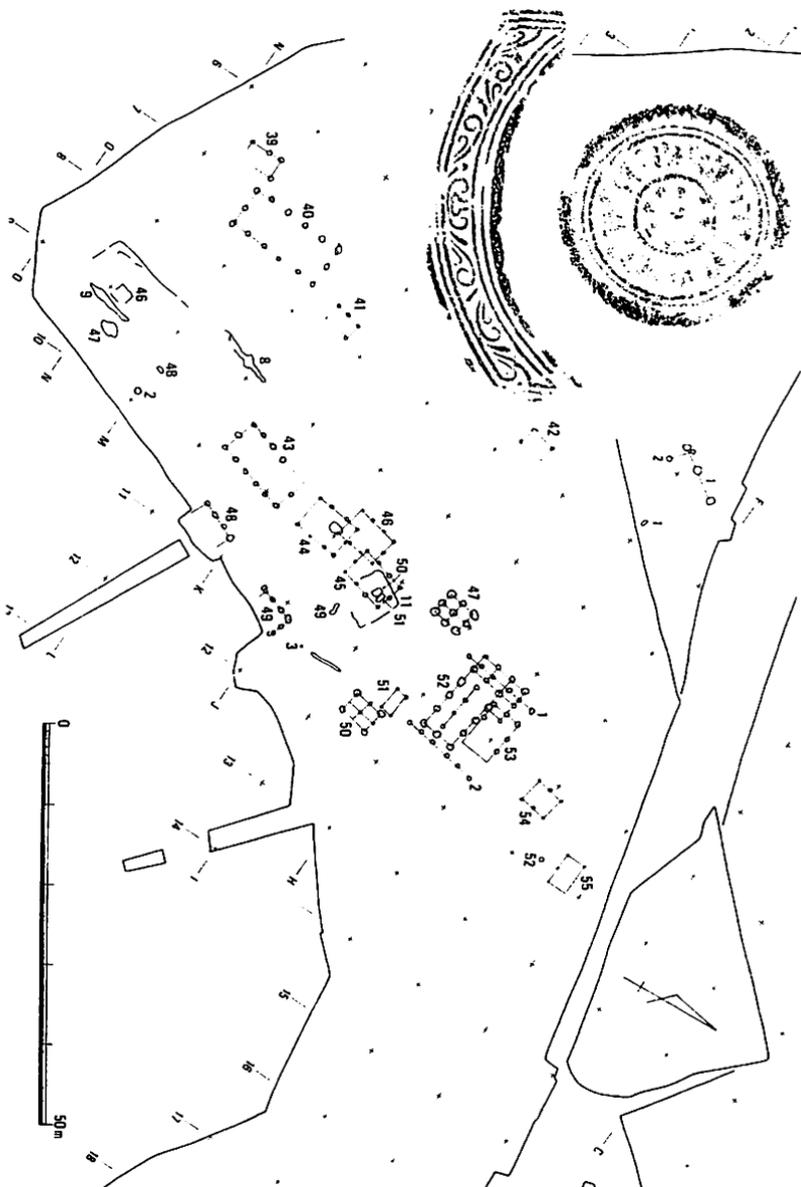


图 2 中竹谷遺跡出土遺物

図3 大田茶屋遺跡と出土軒先瓦



で、密教的修法に必要な法具などを収納した施設であろう。そのほか、五×二間の大型建物二棟と、多数の小規模建物で構成されていた。五×二間の建物を僧坊、それ以下の小規模の建物を寺の運営に関する施設と想定すると、正堂・倉・僧坊・厨・湯屋などの建物で構成されていたことになり、後述するように、関東の農村社会に展開した村落寺院と共通した構成要素をもつことになる。特に、上総国分寺と関連性の高い新林廃寺との共通性は注目される。大田茶屋遺跡が山林修行を目的とした美作国分寺に付随する山林寺院であった可能性は高いであろう。

出土遺物は、いずれも八世紀後半から九世紀前半期のもので、瓦鉢、多量の灯明皿、瓦塔などの仏具類のほか、美作国分寺と同范の鏡瓦・宇瓦がある(図3)。軒先瓦は、范キズの進行状態から、いずれも創建期でも最終段階に位置づけられ、国分寺の造営計画の一環として国分寺瓦窯から一括供給されたと思われる。瓦の出土量や正堂が掘立柱構造であることから、三×二間の正堂は疊棟建物であったと想定される。さらに、東約一〇〇mにある旧河道跡からは、八世紀後半の多量の須恵器とともに土馬が検出され、周囲の景観から寺院内の宗教活動が神祇的な祓いとも関連していた可能性がある。その点も村落寺院の周辺から出土する遺物とも共通し、注目される。

(c) 岩室廃寺は、遠江国分寺の北約一八km、太田川の支流である敷地川に面した標高約一九〇m前後の比較的平坦地にある。これまでの岩室廃寺は、出土瓦が土器と供伴した大築地瓦窯の製品と一致することや、観音堂に残る平安後期の大日如来などから、一〇世紀後半以降の山林仏教の拠点として発達したと考えられてきた。¹⁵⁾一九八七年の発掘調査で、八世紀後半から九世紀初頭の須恵器や、遠江国分寺出土の男・女瓦と焼成・製作技法を同じくする瓦が出土したことから、その創草が八世紀後半期まで遡ることが明らかになった。¹⁶⁾一方、古くに岩室廃寺より採集された遠江国分寺E型式宇瓦と同范のS字文字瓦¹⁷⁾が知られており、一九八七年の調査成果と合わせ、創草期の岩室廃寺の瓦が、国分寺瓦窯から供給を受けたことが確実視されるようになった。¹⁷⁾

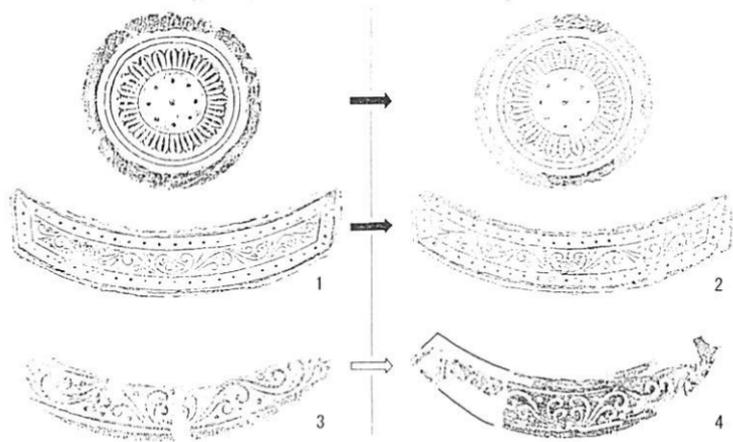
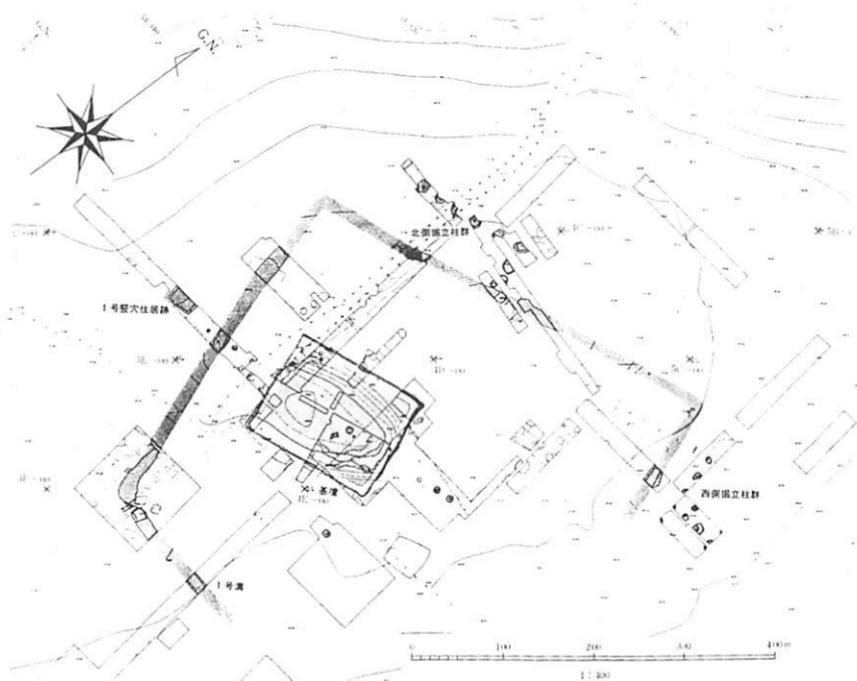
遠江国内での国分寺瓦の出土地は、官衙推定地を除き、白鳳期に創建された鎌田廃寺・大宝院廃寺などに限られることが

知られている。⁽¹⁸⁾ 創建期の岩室廃寺の正確な位置や構造は明らかではないが、国分寺の創建期終末段階の瓦が一括して国分寺瓦窯から供給されたこと、岩室の地が山林仏教の拠点として人文的・地理的環境を具備していることから、草創の当初は遠江国分寺の山林寺院として成立した可能性が高い。その後、平安仏教の盛隆とともに次第に整備され、大規模な山岳寺院として発展したのであろう。⁽¹⁹⁾

(d-1) 小食土廃寺は、上総国分寺の北東約一二kmの村田川・鹿島川・南白亀川によって形成された分水界に位置し、標高約九〇mの東に太平洋を望む景勝地にある。⁽²⁰⁾ 北に小さく舌状に張り出した丘陵の中央に、東西一五・三m、南北一二・三mの木板化粧の掘り込み基壇と、その東の近隣地に幢竿支柱を置き、周囲は東西約五〇m、南北約四二mの溝で区画されている(図4)。区画溝の外側の北と東に掘立柱建物、西に竪穴住居の付属施設を置き、区画内は聖地としてあつかわれたようだ。仏堂の真北にある桁行四間以上、梁行二間の建物が僧坊、規模の小さい東建物が厨や湯屋関係、竪穴住居が寺奴婢などの居住施設であったと想定される。竪穴住居からは瓦鉢、「富」その他の墨書土器、北建物付近から灯明具が出土した。

基壇建物周辺で出土した軒先瓦には、鎧瓦二種と宇瓦三種とがあり、上総国分寺創建瓦と同范品、上総国分寺の瓦を瓦范とした踏み返し品、さらに本廃寺の独特の文様をもつ軒先瓦に分類できる(図4)。いずれも、西約一・二kmにある国分寺瓦窯を含む南河原坂窯跡群⁽²¹⁾で焼成された。中心建物に葺かれた瓦には、隅切瓦が含まれないことから、五×四間の総瓦葺き二面庇建物に還元される。⁽²²⁾ 上総国分僧寺の山林寺院と想定される。⁽²³⁾

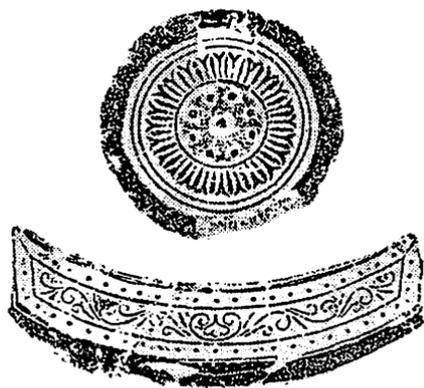
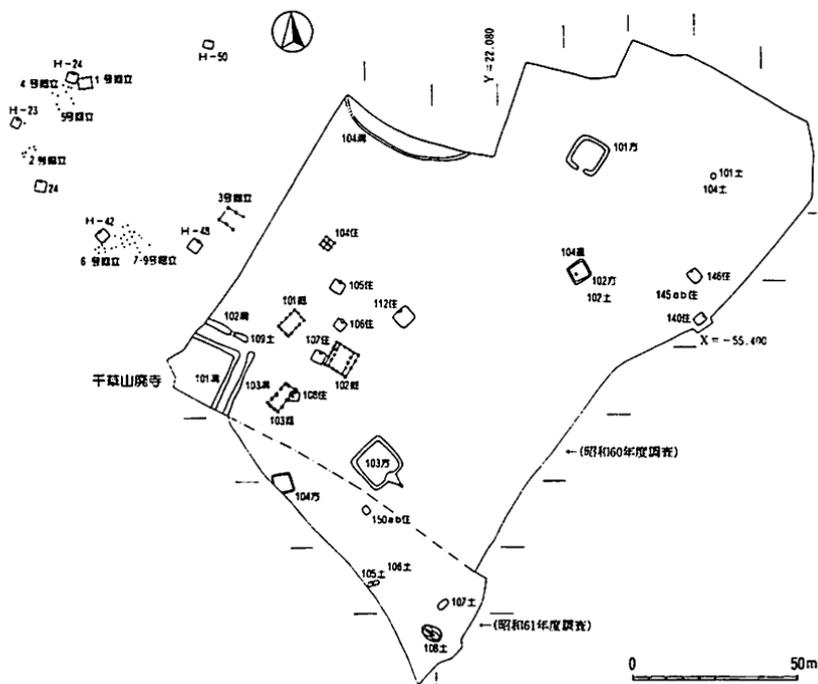
(d-2) 千草山廃寺は、上総国分寺の西約六〇〇m、二つの支谷を隔てた舌状丘陵の中央に、東西約一〇m、南北約七mの基壇と礎石が確認され、⁽²⁴⁾ 其の後の調査で、二重の区画溝で囲まれていた可能性が強まった(図5)。⁽²⁵⁾ 軒先瓦はいずれも上総国分寺の創建瓦と同范で、男・女瓦を含め国分寺瓦窯から一括供給されたものである(図5)。その他「寺」「得」の墨書・線刻土器、灯明具などがある。位置関係から上総国分寺との関連が想定される。



上総国分寺

小食土廃寺

図4 小食土廃寺と出土瓦



0 10cm

図5 千草山廃寺と出土軒先瓦

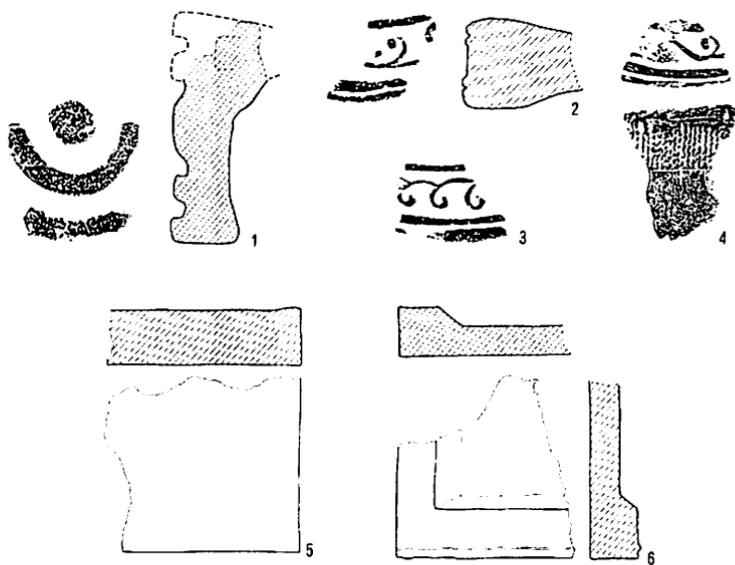
(d-3) 真里谷廃寺は、上総国分寺の南約一四km、東に山を背負い南西に開けた標高約八〇mの丘陵中央部にある。一九三四年に畑の隅に積まれた瓦塚の調査が行われたのみで、遺構の実態は明らかではない。⁽²⁶⁾二重圈文鏡瓦と葺手状に退化した均正唐草文との組み合わせと、二種の埴がある(図6-1-1)。国分寺から出土する宇瓦には追刻が認められるので、真里谷廃寺が先行した。⁽²⁷⁾重圈文鏡瓦は、九世紀前半頃の国分僧寺の専属瓦窯である南田瓦窯からも出土し、⁽²⁸⁾僧寺との関連で成立したと想定される。

(e-1) 大塚前廃寺は下総国分寺の西約二〇km、印旛沼と手賀沼との中間の分水界にあり、手賀沼に続く小支谷にわずかに張り出した標高約二五mの丘陵中央部に位置する。⁽²⁹⁾三×三間の身舎に庇をもつ仏堂と二×二間の倉および横長の竪六住居などによって構成される(図7)。仏堂は正方形に近い床張構造で、隋・唐様式の土間に須弥壇をもつ金堂形式とは異なる。横長の竪六住居の構造は、千葉県永吉台遺跡に類例があり、⁽³⁰⁾仏堂と組み合う僧坊と考えてよいだろう。北に掘削された幅一・五mの道があり、寺は道路に面していた。

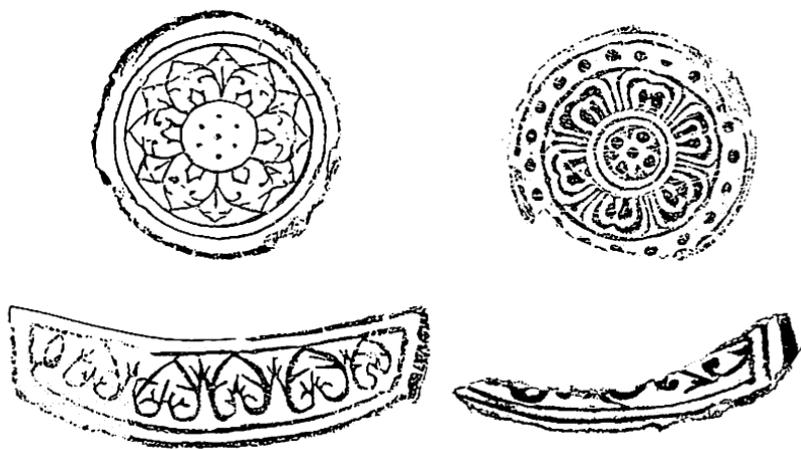
出土した瓦は下総国分寺の創建期と同関係にあるが、時期的には後半期に位置づけられる瓦群である(図7)。多量に出土したヘラ書き「埴」の文字瓦は下総国分寺からも出土し、国分寺瓦窯から一括供給されたことは明らかであるが、瓦の量は仏堂規模と比べると少なく、熨斗瓦が多いことから葺棟建物に還元されている。⁽³¹⁾補修瓦はなく、長期にわたり存続した可能性は少ない。

(e-2) 流山廃寺は、下総国分寺の北約一二km、江戸川を望む標高約二〇mの舌状台地の先端部にある。辺長約三〇mの方形の土壇状の高まりがあり、北東隅付近に瓦の密集地点があったという。⁽³²⁾地形上の制約から大規模な建物群を想定することは困難で、瓦葺建物は一堂のみであったと想定される。採集された瓦は下総国分寺の創建期と同范で、国分寺瓦窯から一括供給されていることから、同国分寺と密接なつながりをもった仏教施設である可能性が高い。⁽³³⁾(図6-2)。

(e-3) 船戸遺跡は、下総国分寺の北東約一六km、南に手賀沼に面した標高約二〇mの台地端部にある。一九六一年の



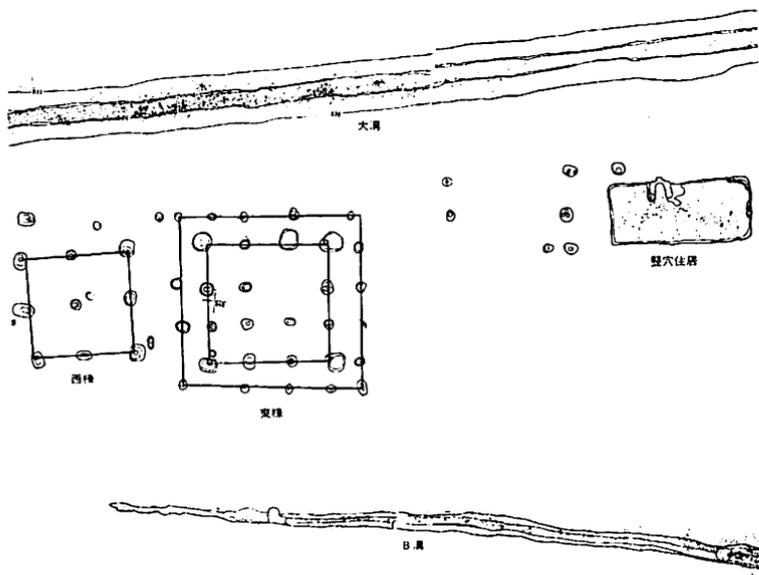
1 真里谷廃寺



2 流山廃寺

3 船戸廃寺

図 6 真里谷廃寺・流山廃寺・船戸廃寺出土軒先瓦



大塚前廃寺 (300分の1)

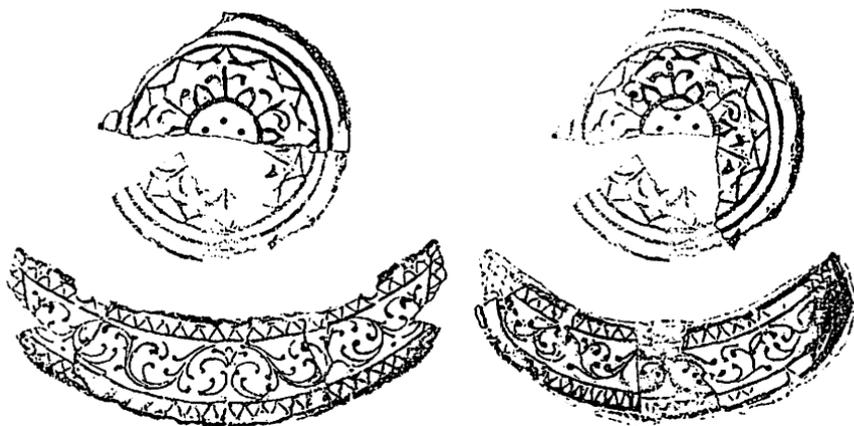


図 7 大塚前廃寺と出土軒先瓦

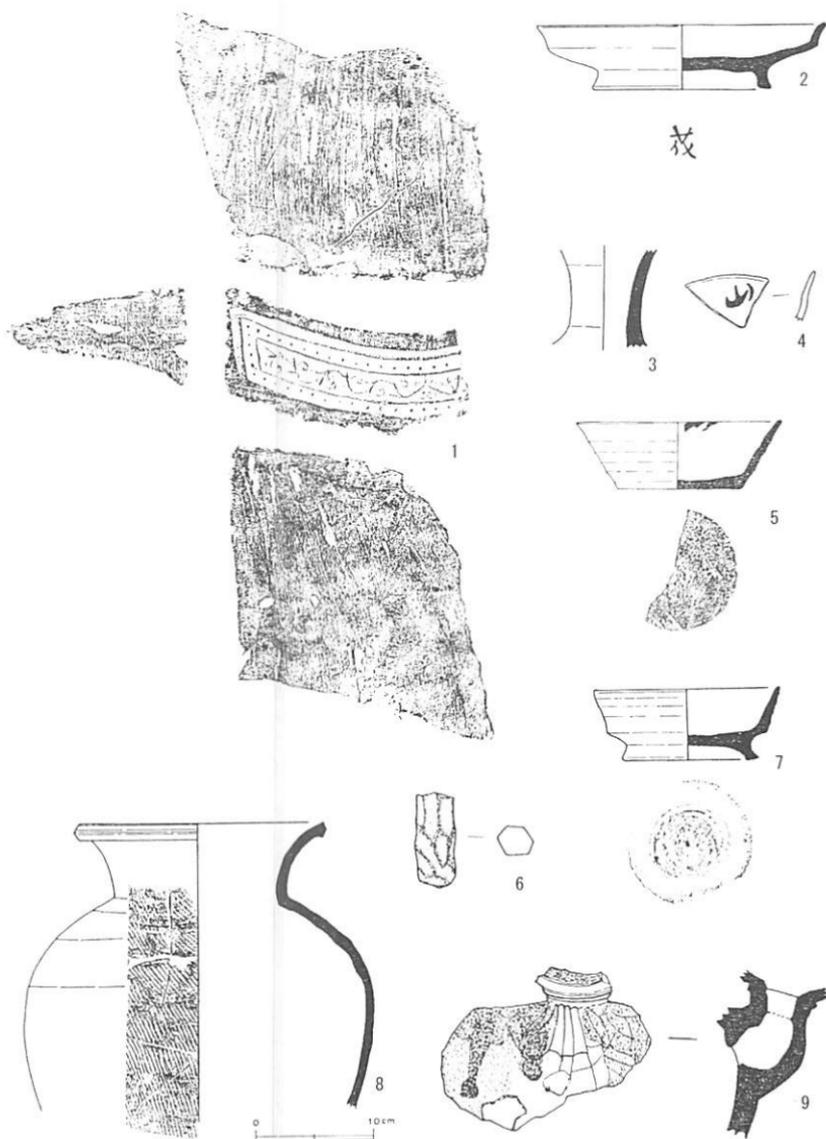


図 8 高倉廃寺出土遺物

調査で、東西約七m、南北約一〇mの範囲で瓦が集中して検出されたが、基壇積土や礎石および根固め痕跡などは確認されなかった。⁽³¹⁾ 軒先瓦は、鍍瓦三種のうち二種が、宇瓦で二種のうち一種が下総国分寺と同范関係にあり、焼成・製作技法上の特徴も一致する。⁽³⁵⁾ 下総国分寺での同系統の軒先瓦は、鍍瓦で六種、宇瓦で三種が出土し、八世紀末から九世紀前半頃の修復期の瓦と考えられている。瓦窯は未確認であるが、国分寺瓦窯から供給されたものであろう。

(f) 高倉庵寺は、南に恋瀬川を望む丘陵の中腹に形成された、標高約六mの狭い平坦面に位置し、北に龍神山、西に筑波山、東約四・五kmに常陸国分寺を望む景勝の地にある。付近一帯はゴルフ場の造成で削平され、寺跡の痕跡は未確認であるが、採集された瓦の量や地形から判断すると、瓦葺建物は一堂のみであった可能性が高い。⁽³⁶⁾ 採集された遺物には、須恵器・土師器のほか、「花」「山」などの墨書土器、三足盤脚、灰釉浄瓶、三彩小壺、瓦類などがある(図8)。瓦類は常陸国分寺の創建期と同范宇瓦が認められることや、男・女瓦の焼成・製作技法も一致し、国分寺瓦窯から一括供給されたと想定できる。土器類の時期は、八世紀後半から九世紀前半のもので、瓦も補修期のものとは認められない。

以上、国分寺に付随する可能性のある山林寺院について述べてきた。これらの遺跡は、調査が部分的であったり未調査のものも含まれるが、およそ以下のようにまとめることができる。

(1) 人文的・自然的環境上の立地については、平地部との比高差が五〇m以内の丘陵端部にあり、河川によって開析された沖積平野や湖、さらに海や周囲が遠望できる景勝地が多い。日常的に行き来できる山と里との接点に立地した山林の中の静寂な阿蘭若処にあり、まさに自己の禪行にふさわしい地が選ばれたといえよう。

(2) 本寺との距離関係については、五〜二〇kmがほとんどであるが、出雲中竹谷遺跡や上総千草山庵寺は一km以内にある。いずれも国分尼寺との関連で考えられる遺跡であることから、尼僧については、「朝山寺に行き、夕に本寺に帰る」といった禪行形態がとられていた可能性がある。

(3) 中心となる仏堂建物には、基壇建物と掘立柱構造の総瓦葺建物や葺棟建物などがある。規模についても五×四間の

庇付建物から三×二間の身舎のみの建物にいたるまでさまざまである。地形的制約や瓦の出土量から、瓦葺建物が二棟以上存在した可能性は少ないといえよう。仏堂以外の付属施設については、倉・僧坊・厨・湯屋・堅穴住居などが想定され、基本的には、関東や東北地方の農村社会に分布する密教的勤修を主な目的とした村落寺院と共通した構成要素をもち、総瓦葺建物を除いては、根本的な相異はみられない。³⁷⁾倉は仏堂に接して置かれる場合が多く、山林修業や密教的修法に必要な法具類を収納した施設であろう。僧坊の存在は(2)の本寺との距離関係もあり、「白月は山に入り、黒月は寺に帰る」といった如法修業上の生活に欠くことのできない施設であろうし、村落寺院においても、悔過の勤修における期間の僧侶の宿泊施設として不可欠な付属施設であったのであろう。

(4) 出土瓦に関しては、①国分寺創建当初の瓦を使用した寺、②創建期後半の瓦をもつ寺、③八世紀末から九世紀前半期の瓦をもつ寺などの三者がある。いずれも国分寺瓦葺から一括して供給を受けたものであるが、①・②については国分寺の造営計画の当初より、山林寺院の造営が組み込まれていた可能性が高い。③の場合は、①・②の段階ですでに山林寺院が存在し、新たに造営されたケースと考えられるが、その際、①・②から③に移行した場合と、両者が並立したことも考慮する必要がある。

(5) 出土仏具類には、瓦鉢・浄瓶・花瓶・三彩陶器・三足盤・灯明具・瓦塔などがあり、密教的な勤修に必要な法具類は一応整うことになる。瓦鉢が仏前に供する仏飯器とともに、国分寺僧が乞食行を行う際の僧具として使用されていた場合は、山林寺院を通じ、さらに外部の民間伝導とも結びついていた可能性がある。³⁸⁾

(6) 出土遺物から判断される山林寺院の終焉の時期は、ほとんどが九世紀中頃を前後した時期で、国分寺が衰退に向かう時期と重なることが指摘できる。新しい真言・天台宗や農村社会に拡大した雑部密教と、南都系の旧仏教との対立関係が進行したことをうかがわせる。そうした新仏教に対する時代の要請とともに、本寺を離れ、山林修業や民間伝導に身を投じる学僧が増加した結果であろうが、なかには、遠江岩室廃寺のように天台宗と結びつき、一〇世紀以降に密教

的護国仏教の中心寺院として生まれかわり、やがて中世へと発展する山林寺院もあり、各国ごとの状況を踏え、個別に検討を加える必要がある。

三 山林寺院と村落寺院

ここでは、上総国分寺を事例にあげ、国分寺に付随する山林寺院が、どのような社会的環境のなかで民間修行僧や民間仏教と結合したのかを、官僧の山林修業の場と想定される小食土麿寺と国分寺の経済活動と関連して成立した新林麿寺⁽⁴⁰⁾をとりあげて検討する(図4・10)。

前述したように、小食土麿寺のある標高九〇〜九五mの丘陵地一帯は、東京湾、印旛沼、太平洋に流れる河川の分水界にあたり、急峻な支谷によって形成された複雑で狭隘な地形が発達した地域である。半径約一・五km以内に三三遺跡からなる土気南遺跡群とよばれるこの地域での土地利用は、弥生・古墳時代にはほとんどみられず、七世紀後半以降にわずかに生活痕跡があらわれる。八世紀中頃以降には、上総国分寺創建期からの瓦窯をはじめ、須恵器・土師器を生産した南河原坂窯跡⁽⁴¹⁾のほか、小鍛冶や鑄銅などの金属関係の生産を行った鐘つき堂遺跡⁽⁴²⁾など、国衙工房を含めた大規模な手工業生産が展開する地域である。

この地域でいま一つ重要なことは、山間部の狭隘な丘陵を利用した、八世紀中頃以降の仏教施設や仏教遺物が集中して出土し、その特徴から民間修行僧の禅行の場として盛んに利用された地区でもあった。仏教施設の構造は、いずれも掘立柱建物であるが、双堂建物⁽⁴³⁾、四面庇に孫庇を付加した建物から片庇や側柱のみの小規模な仏堂にいたるまでのさまざまな構造をもつが(図9)、そうした寺が小さな舌状台地ごと⁽⁴⁴⁾に営まれていた。そこからは、瓦鉢・香合・香炉・浄瓶・水瓶・三彩火舎・三彩小壺・灯明具・瓦塔・銅鏡・青銅製神像などの多数の仏教遺物のほか、「沙田東寺」「沙田寺」「祥寺」「□祥寺」「丈寺」「壽寺」「釈迦寺」「冨寺」「堺寺」「寺東」「佛」「福」などの多数の墨書土器や円面硯・転用硯を出土する。そこに展

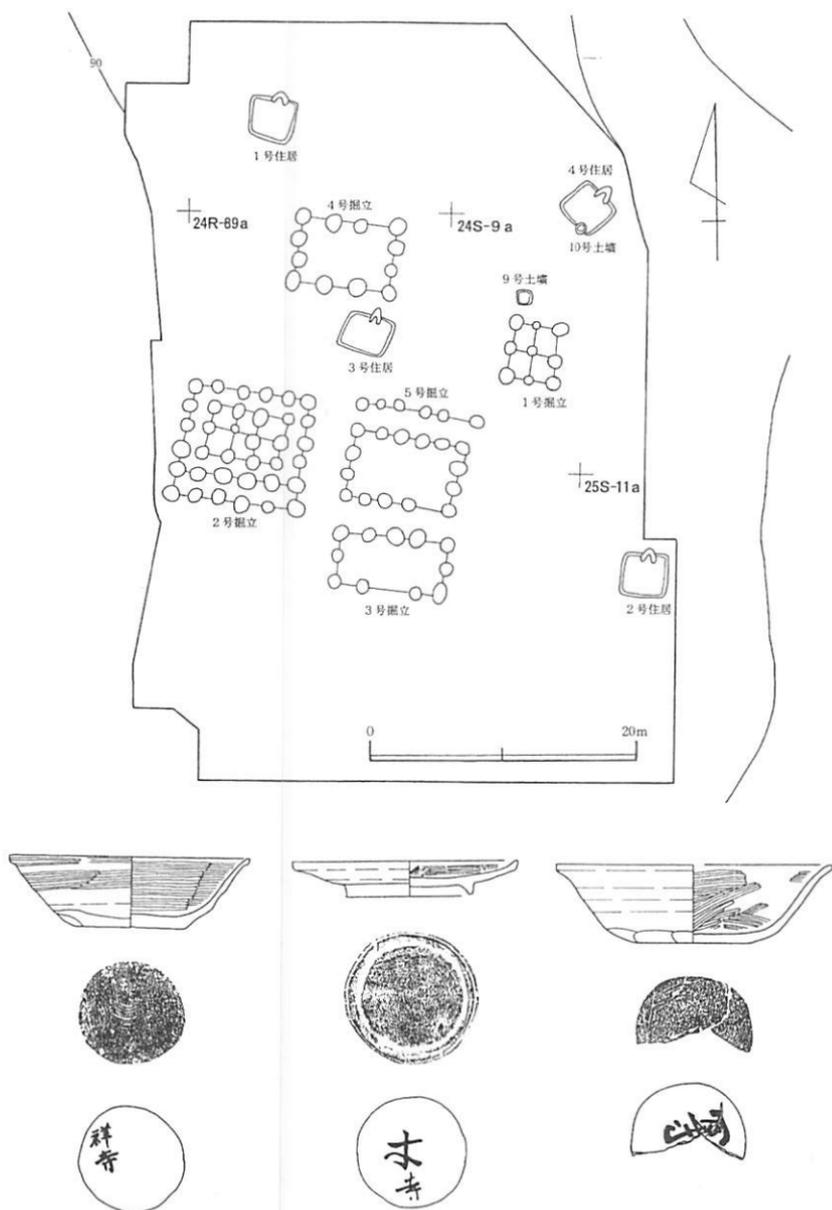
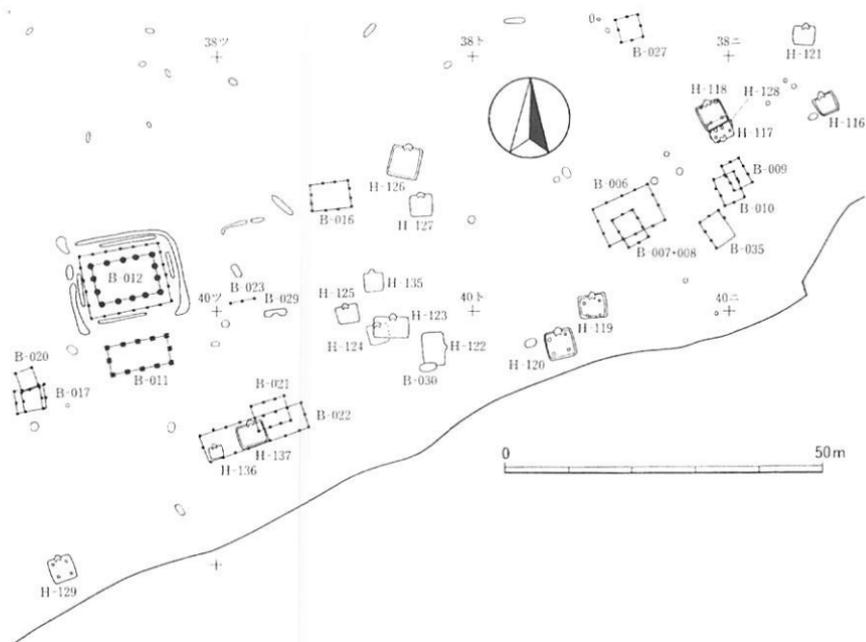


図 9 内野台遺跡と出土墨書土器

開した仏教は、八世紀中頃から一〇世紀頃に至るまでの民間僧を中心とする山林修業を目的とした呪術的な雑部密教で、しかも神仏習合が形成されていたと指摘できる。

また、墨書土器のなかで、「祥寺」「□祥寺」は、双堂建物や孫庇をもつ中心的な仏堂建物をもつ内野台遺跡で出土するとともに、北西約一・二kmの鐘つき堂遺跡、同じく三〇〇mにある文六第二遺跡、北約一〇〇mの文六第六遺跡からも出土し、それぞれが個々に独立しながらも相互に有機的な関連性をもっていた。⁽¹⁴⁾ 前述したように、それらの遺跡が所在する土気南遺跡群の地区は、急峻な谷によって形成された狭隘な丘陵が続ぎ、自立してそれを維持・経営できるだけの独自の経済的基盤をもつことは困難な地区であり、当然、民間僧の仏教活動を支える農民層や豪族層との結びつきを考慮する必要がある。三彩火舎・三彩小壺・銅鏡などの高価な仏具は、民間僧が自己の仏教活動のために独自に入手したものと考え難く、民間僧の活動を支持する豪族層などによって喜捨されたものと想定される。そうした民間僧の山林修行の空間は、木更津市久野遺跡⁽¹⁵⁾や針ヶ谷遺跡⁽¹⁶⁾などでもみられ、仏堂と付属施設が単独で存在する山林寺院と、複数の仏堂や付属施設が一定区域に集合して存在する形態の修行空間をもつ二者が形成されていたと考えられる。

民間僧の修業地である山林寺院と農村社会での村落寺院との間での僧侶の行動は、次の事例で説明できる。すなわち、文六第六遺跡⁽¹⁷⁾で出土した「沙田東寺」「沙田寺」の墨書土器にみられる「沙田」の地は、東約二kmに「砂田」⁽¹⁸⁾の地名があり、四面庇建物の仏堂をもつ砂田中台遺跡が所在する。奈良・平安時代の堅穴住居一三八軒、掘立柱建物一〇四棟とその他の遺構で構成され、八世紀中葉以降に新たな開発によって形成されたこの遺跡は、集落内に四面庇建物の村落寺院をもち、それに伴う多数の仏具や「寺」などの墨書土器を出土する。さらにその周辺には、南麦台遺跡⁽¹⁹⁾、中林遺跡、中鹿子第二遺跡⁽²⁰⁾など、土気南遺跡群とは質的に異なった、八世紀中葉以降の開発村落が展開する。砂田中台遺跡の村落寺院は、地名を冠した「砂田寺」⁽²¹⁾であった可能性が高く、文六第六遺跡の山林修行僧からすれば、「朝に山林寺院から里に乞食に行き、夕に房に帰る」といった関係にあったと考えられる。



新林庵寺全体図

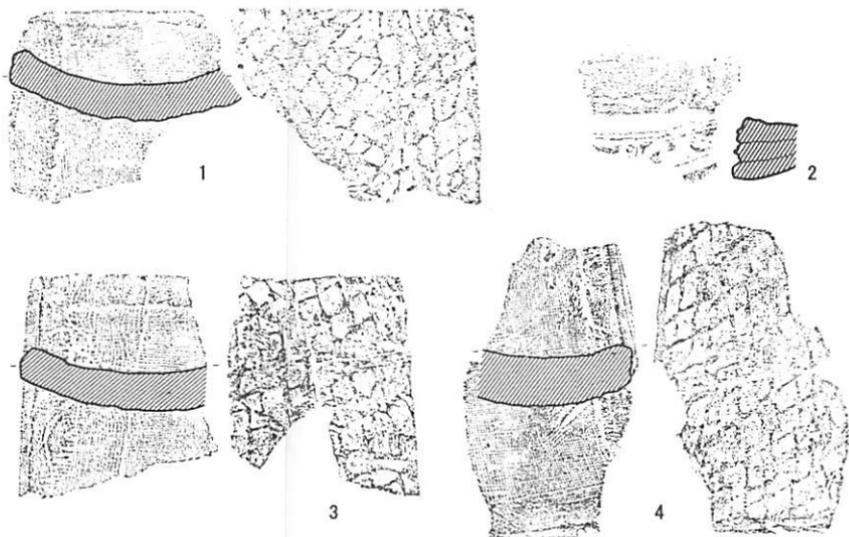


図10 新林庵寺と出土瓦

上総国分寺の山林寺院と考えられる小食土廃寺は、まさに、そうした民間僧の活躍する環境のなかにあった。土気南遺跡群での山林修行は、すでに八世紀前半から成立していた可能性もあり、特にそのことを強調すると、人文的・自然的環境も含め、民間修行僧の先行形態が存在する近隣が選定された可能性もあるろう。

いま一つ、上総国分寺と農村社会での民間仏教とのつながりを考えるうえで重要な遺跡に、新林遺跡の双堂建築がある(図10)。双堂建築が今日に残る唯一の例として東大寺法華堂をあげることかできるが、不空羅索観音を本尊とするこの建築は、奈良時代に建てられた密教建築としても名高い。四面庇建物の正堂と側柱のみの礼堂によって構成される新林廃寺の双堂建築は、付属施設をして僧坊・倉・屋・幢竿支柱などをもち、独立した密教寺院として八世紀末段階には成立する。⁽⁵³⁾最終段階の九世紀前半期には、正堂の大棟部分を瓦で飾った葺棟建物の礼堂を付設した双堂建物の建替えられた。⁽⁵⁴⁾鍔瓦の出土はないが、宇瓦は上総国分僧寺と同范で、男・女瓦も格子叩文・焼成・胎土・製作技法が共通することから、同一の瓦窯から供給を受けたことは確実である。⁽⁵⁵⁾この瓦群が使用された遺跡は、上総国内でも上総国分僧寺と新林廃寺に限られ、新林廃寺の成立に上総国分寺が直接的に関与した可能性はきわめて高い。⁽⁵⁶⁾

新林廃寺を含む大網山田台遺跡は、上総国分寺の北東約二〇km、小食土廃寺の北約四kmにあり、九十九里平野に面した谷地形の発達した丘陵上にある。半径約一kmの範囲に一二遺跡からなる集落遺跡があり、竪穴住居約一二〇軒、掘立柱建物約六〇〇棟が検出され、さらに、その北に広がる小野山田遺跡群でも、竪穴住居八〇〇軒、掘立柱建物約三三〇棟にのぼる膨大な量の遺跡群が確認されている。いずれの遺跡も集落構成の画期は八世紀中頃であり、掘立柱建物のほとんどと、竪穴住居の約八割はそれ以降に成立したもので、九世紀中頃までの約一〇〇年間に盛期があり、九世紀後半には衰退に向かう典型的な開拓村落である。これらの遺跡群のうち、双堂建物をもつ新林廃寺の北東約一kmにある針ヶ谷遺跡、⁽⁵⁷⁾西約〇・八kmの升形遺跡・小西平台遺跡、⁽⁵⁸⁾南約一kmの一本松遺跡などからは、いずれも新林廃寺と同じ叩き文をもつ女瓦を出土し、同廃寺が影響をおよぼした範囲を知る手掛りとなる。

また、小西平台遺跡からは「山邊万所」の墨書土器が出土し、南西約一・二kmの一本松遺跡から「山万所」「万所」、南西約6kmの南麦台遺跡から「万所」、同約5kmの土氣南遺跡群のなかの鐘つき堂遺跡からも「山万」の墨書土器を出土し、いずれも「山邊万所」の省略形式と考えられる。これらの遺跡はいずれも上総国山辺部にあり、墨書銘は「地名+組織の性格+所」の記述形式をとる。「所」と言う名称は、官衙・官寺の付属機関として、特定の政務・財政・事業を実現するために設けられた臨時的性格の強い下級官司組織であり、八世紀後半以降に急増する。ほとんどが国政段階の機関の経営に関する組織であることから、山辺郡家に付属する下部機関であった可能性は少ない。

問題は「万所」の性格である。これを「政所」と釈読し、権門勢家の所領の事務処理所と解する見解もある⁶²。しかし、八世紀末から九世紀の段階で権門勢家の進出を考えるには、年代的に無理がある。むしろ東大寺の仏教活動を支えるために、東大寺の寺院地内に設置された「所」とは別に、造東大寺司に所属し、東大寺の造宮・維持のために寺院外に設けられた「伊賀山作所」⁶³などと同様の形態を考えるべきであろう。同様の例に造石山寺に付属した「甲賀山作所」があり、いずれも造営時に収得した柚山での木材の伐採・管理などの単一の業務を目的とした下部機関である。従って、ここでの「万所」は文字どおり「よろずどころ」の意味であり、国政段階の機関の財政基盤を形成するために、複数の業務を統括した下部機関と理解したい。その場合、国の機関を具体的に想定するとしたら、大綱山田台遺跡群の中心に置かれた新林麿寺との同范関係にある宇瓦や女瓦の特徴から、上総国分寺をおいてはほかにない。大綱山田台遺跡群の複数の遺跡から上総国分寺創建当初の女瓦を出土し、上総国分寺のこの地区への進出が、創建当初にまで遡る可能性を示唆する。

前述したように、九十九里平野に面した大綱山田台・小野山田遺跡群やその他の遺跡での事業の主たる目的は、丘陵下に広がる谷田や丘陵上の畠地開発にあったと思われるが、一方では、鐘つき堂遺跡でみられるように大規模な金属器生産も行っていた。小食土麿寺の西約一・二kmにある鐘つき堂遺跡は、独立丘陵状の急峻な斜面をいく重にも雛壇上に平場を造り出し、工房や工人の居住する多数の掘立柱建物や竪穴住居が設けられていた。そこからは、鉄塊・金床石・砥石などのほか、

多数の鉄製品や鑄銅関係の遺物を出土する。また、南東〇・六kmには、上総国分寺や小食土麿寺の創建期と平安期の瓦を焼成した南河原坂窯跡があり、「□瓦所」と書かれた九世紀前半代の墨書土器が出土した。「□瓦所」が「造瓦所」であれば、恒常的な機関ではなく、国分寺の修復時に臨時的に設置された金光明寺家に付属する造瓦機関であつたらう。⁶⁵

それに対し鐘つき堂遺跡での鑄銅を含む金属器生産は、国分寺の完成後も恒常的に行われていた形跡があり、その直接的な経営が、上総国分寺の寺家組織に付属した「山邊万所」で行われた可能性が高い。その場合、遺跡の規模から想定して、製品の供給が国分寺本体以外の、国分寺が経営する機関にも供給されることが当然予想され、「山邊万所」の経営する開発行為と金属器生産とが一体化して行われていたことを示唆する。天平勝宝元年（七四九）に諸寺の墾田地の限りを定めた時、国分寺は大安寺・葉師寺・興福寺・大和法華寺とともに一〇〇〇町歩までの開墾地が許されたことからすれば、⁶⁶国分寺の造営やその後の経営・維持に際し、大規模な経営基盤の拡充があつたことを想定する必要がある。

「山邊万所」の墨書土器を手掛りに、国分寺の財政基盤を確保するための経済活動の場であつたと想定される大綱山田台遺跡群・小野山田遺跡群・南河原坂遺跡と鐘つき堂遺跡を中心に検討してきた。鐘つき堂周辺の土気南遺跡群は、谷地形によって形成された狭い丘陵ごとに小規模な集落が営まれ、そこからは、瓦塔・瓦鉢・香炉蓋・灯明具などの仏具や仏教関係の墨書土器を出土し、集落内には、民間僧の修業地である山林寺院が営まれていた。また、鐘つき堂遺跡の丘陵平坦面にも庇付建物や側柱建物があり、上総国分寺・小食土麿寺と同範瓦とともに、「釈迦寺」⁶⁶「祥寺」⁶⁶「寺東」⁶⁶「山万」などの墨書土器や三彩陶器を出土し、丘陵上の掘立柱建物が寺であつた可能性はきわめて高い。そうした遺構や遺物の在り方からすると、開拓農民や金属器生産にたずさわった工人達の仏教信仰は、現世利益を中心とした呪術的な雑部密教であつたと想定できるが、開拓や手工業生産などの諸活動を推進するにあたり、山の神や谷津の神と直接的に接触することから、神仏習合の仏教信仰と結びついていたことは明らかである。そうした神が仏教への帰依を願うという地方での神仏習合を促進したのは、まさに、開発を主導した地方豪族自身であつたが、⁶⁷上総国分寺の近隣では、天平勝宝年中に密教僧満願が常陸国に

赴き、鹿島大神の願いを容れて鹿島神宮寺を建立した。寺の造営やその後の経営・維持をはかることを目的とした国分寺の開発と地方豪族や富農層の私的な開発とは、おのずとその性格を異にするが、旧来の共同体秩序を維持することが難しくなった八世紀中頃の段階には、国分寺が行う公的開発と言えども、地方豪族が求めた現世利益的仏教と無縁でいることはできなかったのである。その点での国分寺は、創建当初から、密教を中心とした現世利益的仏教を包摂せざるをえなかったのである。

そうした開拓農民や工人達は、東大寺の荘園内部の開発・耕営にかかわった荘園村落の構成員がそうであったように、外部からの移動によって定着した人々、つまり、その大多数は、当初から本貫地を異にした農民や工人によって構成されていたと想定される。そのため、新たな集団の形成や維持にあたり、集落構成員の精神的結合や生産性を高めるためのイデオロギーとして、現世利益的な仏教が受容された。村落構成員の集まる村落寺院は、開発行為やその他の生産活動を円滑に行うための、新たな結合論理を具現化するための拠点的な空間として機能したのである。それを主導したのは、経済活動を促進した国の機関や豪族層などであったが、村落社会のレベルでは、指導者層を含めた僧俗一体の新たな社会が形成されていたといえよう。国分寺や山林寺院の仏教と民間の仏教信仰とは、まさに、そうした経済活動とおして結びついていたのである。

四. おわりに

国分寺の研究が、制度面の研究から、実態面での分析をふまえての歴史的評価に重点がおかれるようになったのは、一九六〇年代頃からのことである。その後、開発行為が相次ぐなかで、発掘調査の精度や問題意識を高め、一九八〇年代以降、寺院地と伽藍地の問題、造営経緯の変遷に対する問題、さらにその周辺の都市計画との関連などの説明が進み、新たな国分寺像が描けるまでに成果をあげてきた。しかし一方で、そうした問題が、各国の国分寺研究で一律に認識されているわけ

はなく、また、創建期の国分寺における旧寺転用の問題が、考古学や文献史学のうえで自明の理のごとく語られることに對する再検討など、⁽⁷³⁾ 今後に残された課題は多い。

本稿で課題とした山林寺院や民間仏教との関連もその一つである。結果としては、この問題を考古学的に検証することの限界性もあって、ほとんどか可能性の指摘のとどまった。しかし、国分寺の仏教を、「国家の仏教」としての側面のみでとらえようとするこゝへの反省を強調したつもりである。古代の仏教は、国家の仏教、豪族の仏教、民間の仏教などが重層的に存在し、⁽⁷⁴⁾ しかも、それぞれの階層がそれぞれの立場で、必要に応じて相互に関連して展開したと、私は考えている。その時代における社会の有様と宗教との問題は密接に関連して進行するものであり、その点では、国分寺を社会全体のなかに位置づけて考える必要がある。なぜなら、古代社会の人々の現世利益的要求に応じて新たに形成された仏教は、国分寺の造営が進行する八世紀後半期には、すでに社会の内に醸成されていたからである。そうした事柄を、地域社会のなかでどのように位置づけるのが、今後の課題であろう。

本稿は、『季刊考古学』第八〇号（二〇〇二年）に掲載したものであるが、紙数の都合で本文の一部・図版・註を割愛せざるをえなかったため、今回、一部加筆・訂正を加えて再録したものである。

本小論をまとめるにあたり、安藤寛・奥野中彦・内田律雄・河野一也・木川浩司・黒澤彰哉・妹尾周三・平野五郎の各氏からご教示や援助を賜った。記して謝意にかえたい。

註

(1) 古江亮仁「奈良時代に於ける山寺の研究」『大正大学研究紀要』三九 一九五四

(2) 蘭田香融「古代仏教における山林修業とその意義―特に自然仏教をめぐって」『南都仏教』第四号 一九五七

- (3) 註(2)に同じ。
- (4) 上原真人「仏教」『日本考古学』四 一九八六
- (5) 蘭田香融「草創期室生寺をめぐる僧侶の動向」『国史論集』(二) 一九五九
- (6) 佐久間竜「山沙弥所と山林師所」『続日本紀研究』第六卷第十二号 一九五九
- (7) このことを考古学的に取り上げたものに今泉潔・笹生衛と木村衡の論考がある。今泉は大塚前廃寺の分析から下総国分寺との関連を想定し(「瓦と建物の相剋」試論—大塚前出土瓦の分析)『千葉県文化財センター研究紀要』四 一九九〇)、笹生は上総国分寺と新林廃寺(大網山田台No.3遺跡)、二日市場廃寺と東郷台遺跡との可能性を指摘する(「古代仏教信仰の一側面—房総における八・九世紀の事例を中心に—」『古代文化』第四六号第十二卷 一九九四)。これらの中で木村はさらに踏み込んで、高岡廃寺・馬騎の内廃寺・寺山廃寺・三小牛ハバ遺跡・浄水寺・明寺山遺跡・浄水寺・高倉廃寺の八例をあげる。このうち、高倉廃寺については、本稿と重なる(木村衡「古代の山林寺院について」『民衆宗教の構造と系譜』一九九五)。
- (8) 註(4)に同じ。
- (9) 『続日本紀』天平十三年三月二十四日条。
- (10) 註(1)に同じ。
- (11) 「中竹谷遺跡」『国道9号線バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書IV』島根県教育委員会 一九八三
- (12) 「大田茶屋遺跡2」『岡山県埋蔵文化財調査報告書』二二九 岡山県文化財保護協会 一九九八
- (13) 山本義孝「遠江国岩室廃寺をめぐる諸問題」『静岡県史の考古学』一九九八
- (14) 前田庄一「岩室廃寺」豊岡村教育委員会 一九八七
- (15) 平野五郎「遠江・駿河における屋瓦と寺院」『静岡県史研究』第六号 一九九〇
- (16) 鷲山恭平「金石文と石瓦」『静岡県史跡名勝天然記念物調査報告』第九集 一九三三
- (17) 平野五郎「遠江国分寺の造営と地方豪族」『古代』第九七号 一九九四
- (18) 註(17)に同じ。

(19) 註(13)に同じ。

(20) 永沼律雄『千葉市小食土廃寺調査報告書』千葉県教育委員会 一九八六

(21) 「南河原坂窯跡群」『土気南遺跡群Ⅶ』(勸)千葉県文化財調査協会 一九九六

(22) 今泉潔「瓦と建物、そのイメージと原風景に関する覚書」『千葉県史研究』第三号 千葉県 一九九五

(23) 笹生衛「古代仏教信仰の側面―房総における八・九世紀の事例を中心に―」『古代文化』第四六号第十二号 一九九四

(24) 平野元三郎「市原市上総国府岡連遺跡」『千葉県遺跡調査報告書』千葉県教育委員会 一九六四

(25) 田中清美ほか「―千葉県市原市―千草山遺跡・東寺山遺跡」(勸)市原市文化財センター 一九八九

(26) 篠崎四郎「上総真里谷廃寺址」『考古学雑誌』第二七卷一〇号 一九三七

(27) 須田勉「真里谷廃寺」『千葉県史』資料編考古三 千葉県 一九九八

(28) 須田勉「関東地方の瓦窯」『仏教芸術』一四八号 一九八三

(29) 沼沢豊「大塚前遺跡」『千葉県ニュータウン埋蔵文化財調査報告書Ⅱ』房総資料刊行会 一九七四

(30) 豊巻幸正ほか「永吉台遺跡群」(勸)君津郡市文化財センター 一九八五

(31) 今泉潔「瓦と建物の相克―大塚前遺跡出土瓦の分析―」『研究紀要十二』(勸)千葉県文化センター 一九九〇

(32) 小出義治「千葉県葛飾郡流山廃寺址」『日本考古学年報』日本考古学協会 一九五四

(33) 辻史郎「流山廃寺」『千葉県史』資料編考古三 千葉県 一九九八

(34) 倉田芳郎「船戸遺跡」『我我子古墳群』東京大学考古学研究室 一九六九

(35) 辻史郎「船戸遺跡」『千葉県の歴史』資料編考古三 千葉県 一九九八

(36) 黒澤彰哉「常陸の考古学岳寺院―高倉廃寺を中心として―」『茨城県立歴史館報』一九九二

(37) 関東を中心に北は岩手県北上市まで分布し、かつて九例を提示したが、管見の範囲では十三例が確認できる(須田勉「東国における双堂建築の出現―村落内寺院の理解のために―」『国士館史学』第九号 二〇〇一)。

(38) 須田勉「東国における古代民間仏教の展開」『国士館大学人文学会紀要』三三三号 二〇〇〇

(39) 註(13)に同じ。

(40) 従来、「大綱山田台No3遺跡」「山田台廃寺」などの名称で呼ばれていたが、本報告書で新林遺跡としているので、ここでは寺名を新林廃寺とした(註55)。

(41) 註(21)に同じ。

(42) 「鐘つき堂遺跡」「土気南遺跡群Ⅶ」財千葉県文化財保護協会 一九九六

(43) 須田勉「東国における双堂建築の出現―村落内寺院の理解のために―」『国士館史学』第九号 二〇〇一

(44) 「祥寺」「□祥寺」が「吉祥寺」であれば、上総国分僧寺でも「吉祥」の墨書土器を出土し、国分寺で行うことが命ぜられた吉祥梅過との関連も考慮すべきであろう。

(45) 糸原清ほか「矢那川ダム埋蔵文化財調査報告書―木更津市久野遺跡―」(財千葉県文化財センター 一九九九)

(46) 津田芳男「針ヶ谷遺跡」『平成七年度千葉県遺跡調査研究発表会発表要旨』千葉県文化財法人連絡協議会・千葉県教育委員会 一

九九六

(47) 「文六第八遺跡」「土気南地区遺跡群Ⅳ」(財千葉市文化財調査協会 一九九六)

(48) 平山誠一ほか「砂田中台遺跡」(財山武郡市文化財センター 一九九四)

(49) 山口直人「南麦台遺跡」(財山武郡市文化財センター 一九九四)

(50) 菊地健一ほか「中鹿子第二遺跡」『千葉中央ゴルフ場遺跡群発掘調査報告書』(財千葉県文化財調査協会 一九九二)

(51) 小林清隆ほか「大綱山田台遺跡群Ⅲ」(財山武郡市文化財センター 一九九六)

(52) 福山敏男ほか「東大寺法華堂の研究」 一九四八

浅野清「奈良時代建築の研究」 一九六九

(53) 註(43)に同じ。

(54) 註(22)に同じ。

(55) 須田勉・木川浩司「平安時代初期における民間信仰―特に上総国東部を中心に―」『日本考古学協会第66回総会研究発表要旨』

(56) 笹生衛は、新林遺跡を上総国分寺に付随した山林寺院に想定する(註23)。その想定は正しいと思うが、その場合、総瓦葺建物の小食土麿寺を上総国分寺に直接付随した山林寺院、新林麿寺を国分寺の経営する農村社会と結びついた山林寺院と考えるべきであろう。

(57) 木川浩司ほか『小野山田遺跡群Ⅰ―針ヶ谷遺跡―』(朝山武郡市文化センター 二〇〇〇)

(58) 小林清隆ほか『大綱山田台遺跡群Ⅱ』(朝山武郡市文化財センター 一九九五)

(59) 名本俊則『大綱山田台遺跡群Ⅵ』(朝山武郡市文化財センター 一九九七)

(60) 註(58)に同じ。

(61) 梅村喬「『所』の基礎的考察―正倉院文書の主に造営所の検討から―」『日本律令制論集 上巻』一九九三

(62) 註(49)に同じ。

(63) 『大日本古文書』五巻

(64) 上総国分寺創建期の瓦窯は、南河原坂瓦窯・川燒瓦窯・神門瓦窯が確認されている。それらは僧尼寺に供給され、完成後は、僧尼寺のそれぞれに付設された瓦窯からの供給を受け、独立性が強くなる。ここでの瓦は(図4-3)、僧寺のみに供給された瓦なので、金光明寺家に付属した造瓦所で製産されたものであろう。

(65) 『続日本紀』天平勝宝元年七月乙巳条

(66) 「釈迦寺」の墨書土器を出土した鐘つき堂遺跡は、上総国分寺を遠望できる景勝の地にあり、国分寺の本尊と結びついた寺名が使われた可能性もあろう。

(67) 義江彰夫「日本における神仏習合形式の社会的考察」『中国―社会と文化』第七号 一九九二

(68) 『類聚三代格』二 嘉祥三年八月五日太政官符

(69) 藤井二二「荘園村落の構造と共同体」『初期荘園史の研究』一九八六

(70) 上総国山辺部にある南麦台遺跡からは、「下総国千葉郡千葉郷」と書かれた石製紡錘車が出土し、人の移動を示す事例として確認

できる。

(71) 註(38)に同じ。

(72) 山路直充「国分寺における寺院地と伽藍地(上)」『古代』第一一〇号 二〇〇一

(73) このことについては、稿を改めて論じたい。

(74) 吉田一彦『日本古代社会と仏教』一九九五

引用図

図1 註(11) 文献より引用

図2 註(11) 文献より改図引用

図3 註(12) 文献より改図引用

図4 註(20) 文献より改図引用

図5 註(25) 文献より改図引用

図6 註(27)・(32)・(34) 文献より改図引用

図7 註(30) 文献より改図引用

図8 註(35) 文献より改図引用

図9 山下亮介ほか「内野台遺跡」『土気南地区遺跡群VI』朝千葉市文化財調査協会 一九九四 より改図引用

図10 註(48) 文献より改図引用

(本学文学部教授)

(史料紹介)

「田辺忠男関係文書」(国士館大学図書館所蔵)について

——企画院「国土計画」関連文書を中心として——

佐々博雄

はじめに

「田辺忠男関係文書」は、国士館大学が、田辺忠男氏の遺族から寄贈を受けた書籍(田辺文庫)の一部をなすものである。昭和四十年四月、本学政治学・経済学研究科の大学院創設に関わり、教授として就任された田辺氏は、昭和四十二年三月二十日の逝去まで、二年間、本学経済学科で講義を担当された。その関係で田辺氏の蔵書および関係資料が、大学図書館に所蔵されることになったようである。

この度、国士館大学中央図書館の新築にともない、未整理の田辺忠男氏の関係資料が発見された。そこで、その整理を本学文学部の佐々博雄が、担当することになり、おもに国史学研究会学生(増渕、松村、安藤、高橋、金子、古川、海老原、齊藤)諸君の協力によって、基本整理を行うことが出来た。また、目録の作成にあたっては、本学大学院人文科学研究科の院生加藤雅明君の協力を得た。

この「田辺忠男関係文書」には、田辺の個人的史料のほかに、田辺が関係した、企画院などの公的書類が含まれている。戦前・戦中のこの種の原史料は、必ずしも多いとはいえない。そこで、ここに「田辺忠男関係文書」の目録完成を期して、

それら関係文書の内容および田辺忠男の経歴などについて紹介することにする。

一 田辺忠男経歴

田辺忠男は、明治二十三（一八九〇）年八月十一日生まれ、本籍は東京である。明治四十二（一九〇九）年三月私立暁星中学卒業、同年九月第一高等学校英法科入学、明治四十五年七月同校卒業。同年同月東京帝国大学法科大学経済学科入学、大正五（一九一六）年五月同大学卒業。同年同月三井合名会社入社、大正七年九月同社退社。同年同月横浜護謄株式会社入社、大正九年三月同社退社。同年四月専修大学講師、大正十二年四月同大学教授。この間、立教大学においても講師を勤める。昭和二（一九二七）年六月東京帝国大学経済学部助教授、経済学第五講座を担当。昭和四年二月から同五年九月まで交通政策研究のため、フランス・ドイツへ留学。昭和六年三月東京帝国大学経済学部教授。昭和九年九月立教大学教授、同十二年四月同大学経済学部部長（昭和十六年四月まで）、その後、昭和十八（一九四三）年まで同大学経済学部専任。昭和十四年二月東京帝国大学依願免本官。一方、昭和十六年二月から昭和十八年三月まで、企画院勅任調査官（第一部付）を歴任。戦後は、昭和二十一（一九四六）年二月から同年五月まで日本進歩党政務調査会長。昭和二十二年五月より昭和二十三年五月まで公職追放。同年七月から民主自由党员。翌年八月新日本建設青年連盟書記長就任。このような、政治活動のほか、昭和四十二（一九六七）年三月二十日に国士館大学教授で亡くなるまで、東京信用保証協会理事や中央大学の講師、大分大学・東京農業大学・青山学院大学教授、高崎経済短期大学学長などを歴任¹⁾。

著書には、『労働組合運動』、『経済原論』（二巻）、『日本経済革新の大綱』、『日本経済再建の構想』、『共産主義理論の批判』、『労働組合運動の論理』などがある。

二 文書の概要と特徴

「田辺忠男関係文書」の点数は、約三百七十点ほどであり、文書の概要は、田辺の私的文書のほかは、東京帝国大学経済学部革新派教授であった田辺の専門である経済学に関する論文・講演原稿や統制経済などに関するものが多い。時期的には、昭和十年代の戦前・戦中期が中心である。また、昭和十六（一九四一）年から十八年まで田辺が、企画院勅任調査官を勤めた関係から、政府の政策立案に関する極秘資料が多く含まれていることも、この文書の特徴である。ただ、田辺も関係した昭和十二年の帝大経済学部の「教授グループ事件」に関する文書や、昭和十六年一月から四月にかけて企画院の高等官が、国体変革などの治安維持法違反の嫌疑で検挙された「企画院事件」関連の文書は見当たらない。しかし、企画院の具体的事業内容や組織など、とくに田辺が中心となった「国土計画」を知る上では貴重な史料が多い。

三 文書の内容

田辺忠男は、経歴でも述べたように昭和十六年から十八年にかけて企画院勅任調査官をつとめた。「田辺忠男関係文書」においても、企画院関連の文書がその中心であるので、企画院の官制と事業内容などについて述べながら、関連文書の紹介をしていく。

田辺が、企画院勅任調査官に就任した頃は、昭和十五（一九四〇）年七月に成立した第二次近衛内閣の下で、従来の統制経済のいきづまりを打開するため、戦時計画経済体制の確立が急がれ、その「経済新体制」の体制立案官庁である企画院を中心に、軍部・財界・右翼・官僚間の抗争が激化し、昭和十六年一月から四月にかけて、企画院調査官、正木千冬・佐多忠隆・稲葉秀三、また、企画院関係者と田博雄・勝間田清一らが、治安維持法違反の容疑で検挙された「企画院事件」が起こっていた時期であった。田辺は、主に事件後の企画院において「国土計画」推進に関わることになる。

(一) 企画院

企画院は、昭和十二（一九三七）年七月日中戦争の勃発を契機に、これまで重要政策や国策の統合組織として設けられてきた内閣調査局や企画庁をさらに強化する目的で、企画庁と資源局を統合設置した内閣直属の総合国策企画機関であった。

昭和十二年十月一日の閣議で設置が決定され、枢密院での審議を経て、十月二十五日勅令六百五号として企画院官制が公布され、即日施行された。この官制は「第一条 企画院ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル 一 平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣総理大臣ニ上申スルコト 二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣総理大臣ヲ経テ内閣ニ上申スルコト」（外務省記録「帝国官制関係雑件」外交史料館所蔵）と規定されており、当初、企図されていたより、企画院の各省に対する主導の権限は低下したものになった。また、外務省記録「帝国官制関係雑件」第三卷（外務省外交史料館所蔵）の中に、昭和十二年十月一日付けの「統務院設置要綱」という書類がある。この要綱は七つの条項からなり、企画院官制の素案となったものと考えられる。その第一条の五項までは、企画院官制の第一条とはほぼ同じであるが、「統務院設置要綱」は、上申の直接の対象を内閣総理大臣としており、内閣総理大臣直結の機関としての意識が窺える。さらに、要綱の最後にペンによる書き込みがなされており「内閣へノ上申権ヲ確保スルコト」、「軍人ノ過当ナル政治関与ノ批難ヲ受ケザル様留意スルコト」などの記述が見え、十月一日の閣議段階で、企画院の権限について様々な立場からの意見が出されていたことが推測される。

その後、昭和十四、十五年に企画院官制は改正され、さらに、昭和十六年二月四日には、官制の中に新たに、第一条五項として「国土計画ノ設定ニ関スルコト及国土計画上ノ必要ニ依ル各庁事務ノ統制ニ関スルコト」（外務省記録「帝国官制関係雑件」外交史料館所蔵）という項目が追加された。ここに、田辺忠男が主に尽力した「国土計画」という言葉が、はじめて法制上の用語として用いられ、「国土計画」の主管庁が確定したのである。

企画院は、昭和十八年の行政機構改革で、十一月一日に軍需省が新設されたことにより廃止された。企画院における国土計画の事務は、内務省国土局計画課に引き継がれ、また、大半の業務は軍需省総動員局が吸収した。

(二) 国土計画

(ア) 国土計画の概要

田辺忠男関係文書の中で、中心的位置を占めるものが国土計画関連の書類である。「国土計画」とは、国土の保全、利用、開発に関する総合的計画であり、その推進方法は根本的に異なるとはいえ、戦後、国内復興の目的でつくられた各種の国土計画につながるものである。そこで、まず、国土計画の概要について述べてみることにする。

昭和十五（一九四〇）年七月に成立した第二次近衛内閣は、直ちに、基本国策要綱を決定し、八月一日大東亜新秩序、国防国家の建設方針を発表した。この中に、「日滿支ヲ通スル綜合国力ノ發展ヲ目標トスル国土開發計畫ノ確立」という一項目が掲げられていた。これが、国策として国が取り上げた国土計画の最初である。そして、同年九月二十四日閣議決定をもって「国土計画設定要綱」が定められ、国土計画の制度が確立し、計画が推進されていくことになる。

田辺文書の中には、「国土計画設定要綱」（文書番号211-23）や、閣議決定当日の夜、当時の企画院総裁星野直樹が「国土計画の設定に就いて」（文書番号211-22）と題してラジオ放送した放送原稿がある。そこで、まずこの放送原稿により、国土計画の概要を見てみることにする。

（前半略）今回設定せんとする国土計画の目標は、我輩国の大理想を達成する土台としての東亜の新建設を完遂せんが為、広く滿洲支那蒙疆をも含め、国家百年の将来を考へ、国土の総合的なる利用開發保全計画を樹立せんとするにあるのであります。

而して此計画策定の上は産業、經濟、交通、文化等の万般の施設並びに人口の配分は、此の国土計画に従つて又之を基調として合理的に編成せらるべく、國家諸般の建設政策は之を基準として計画的に、統一的に推し進められなければならぬのであります。

国土計画は、その内容から申上げますと、日滿支三国を通ずる日滿支綜合国土計画と、之を基準とし、又之が中心たるべき我内外地全般を対象とする中央計画と各単位地域別に設けらるべき地方計画に対する基本方針とに分れますが、その策定事項としては日滿支經濟配分計画、工鉱業の配分計画、農林畜水産業の配分計画、綜合的交通計画、綜合的動力計画、綜合的治山治水及利水計画、人口の理想的分布計画、文化厚生施設の配分計画等を挙げて居るのであります。而して之等の計画を有機的の一体として策定し、渾然たる綜合計画を樹立することを以て其の目標とし又特徴と致して居ります。

現在御承知の如く我国各地に於きまして、飛躍的な生産力補充計画が着々として行はれて居るのであります但其の進行につれて到る所に工場は激増し、之が為に幾多祖先伝来の美田の壊滅を見、一方限りなき無秩序なる人口の都市集中が行はれて所謂都会悪の源泉となる等、苟も國家の前途に関心を有するものとしては憂慮の念に堪えざるものがあります。即ち之等の諸計画に対して綜合的検討を加へ、一定の計画の下に産業經濟上は勿論、国防上にも、國民保健の見地からも、更に文化厚生の見地からも、適切なる指導統制を加えつつ實現せしむることが今日の急務であります。此の点を確立せむとするもの実に国土計画策定の根本主旨なのであります。

又最近問題になつてゐる産業經濟界の不均衡、各種の行き違いの問題も、我國經濟建設の基本方式が確定し、綜合計画が樹立されますならば、統制機構の整備と相俟つて、之を充分克服し得るものと確信致します。最後に国土計画策定に當つては一方に於て現在の官庁民間各方面の機構並資料を出来るだけ活用し計画に対して充分、科學的検討を加うると共に、又一方内外各地方の歴史的社會的事情を考慮し、各その特性を國策の線に沿つて發揮せしむる心算であります。

之が為には必要に依じて官民各方面の御協力を遠慮なく御願ひし資料等もどしどし拝借し度いと存じます。

此の機会に於きまして責任官庁としてこの歴史的事業の力強い進展に対し、官民各方面の絶大なる御協力を切望して
已まぬ次第であります。

以上が、星野企画院総裁のラジオ放送の内容である。この放送内容によれば、国土計画は、基本国策要綱の理念を踏まえ、
国土の総合的な利用開発保全計画をたてることを目標としており、その範囲及び内容については、日本・満洲・中国を対象
とした「日滿支綜合国土計画」を基準として、大きく日本の内地・外地全般を対象とする中央計画と、それぞれの国内区画
の下部に策定される地方計画の二つに分れるとしている。そして、それらの計画実現のための策定事項としては、「日滿支」
經濟配分から鉱工業、農水畜産、交通、動力、治山治水、人口分布、文化厚生施設配分などにいたるまでを挙げている。そ
して、それらに対し有機的総合的な計画をたて、その諸計画を総合的に検討し、適切な指導統制を加えることが、急速な生
産拡充などでおこっている様々な問題を解決する策であり、国土計画策定の根本主旨であると述べている。最後に、その実
現のために官民の協力を訴えたのであった。そして、この星野企画院総裁演説の基本となったものが「国土計画設定要綱」
であった。早速、その十日後の十月三日には、日滿支における自給自足態勢の確立を目指した「日滿支經濟建設要綱」（文
書番号119）が閣議決定され基本方針や専門別方針が示されたのであった。

「国土計画設定要綱」（文書番号011-22）の全文は、次の通りである

国土計画設定要綱

昭和十五年九月二十四日

閣議決定

第一、国土計画設定ノ趣旨

「田辺忠男関係文書」（国土館大学図書館所蔵）について（佐々）

鞏固ノ理想ニ基キ、時勢ノ進運ニ対処シテ新東亜建設ノ聖業ヲ完遂スル爲ニハ、東亜諸邦ヲ対象トスル綜合的經營計畫ヲ樹立シ、之ヲ基準トシテ国力ノ飛躍的増強ヲ図ルノ要緊切ナルモノアリ

即チ日滿支ヲ通スル国防國家態勢ノ強化ヲ図ルヲ目標トシテ国土計畫ノ制ヲ定メ、地域のニハ滿支ヲモ含メ、時間的ニハ國家百年ノ將來ヲモ稽へ、産業、交通、文化等ノ諸般ノ施設及人口ノ配分計畫ヲ土地トノ關聯ニ於テ綜合的ニ合目的タニ構成シ、以テ国土ノ綜合的保全利用開發ノ計畫ヲ樹立シ、一貫セル指導方針ノ下ニ時局下諸般ノ政策ノ統制的推進ヲ図ラントス

第二、計畫ノ種別並運用

一、日滿支計畫

日滿支三國ヲ通ズル国土ノ綜合的利用開發ノ計畫ニシテ其各國ヲ以テ各單位地域トシ、之ニ對スル人ト施設トノ合理的配分方針ヲ策定スルモノトス

日滿支計畫ハ關係各國ノ行フ国土計畫の事業策定ノ基準タルベキモノニシテ、皇國ニ關シテハ中央計畫策定ノ基準タルモノトス

二、中央計畫

中央計畫ハ内外地全般ヲ対象トスル計畫ニシテ、日滿支計畫ヲ基準トシテ策定ヲ図ルモノトシ、内外地各地方ノ特性ヲ發揮セシメ國家の見地ヨリスル国土ノ綜合的利用開發ノ計畫ヲ樹立スルモノトス

中央計畫ハ各庁所管行政ノ基準トナリテ運用セラルベク、内地ニ於ケル各單位地域別地方計畫及外地ニ於ケル開發計畫策定ノ基準トナルノ外各庁所管ノ事業トシテ直接実施セラルベキモノトス

第三、策定要領

一、国土計畫ニ關スル調査、研究、立案ハ本計畫設定ノ趣旨ニ鑑ミ國家ノ綜合国防力ノ増強ヲ図ルノ見地ヨリ常ニ發

展のニ統一のニ之ヲ行フモノトス

二、計画立案ハ一定ノ目標時期ヲ定メ、日、満、支、南洋ヲ含ム東亜共栄圈ノ確立ヲ図ルヲ目標トシテ之ヲ企画スルモノトス

三、計画ニ当リテハ国土ノ愛護保全ヲ旨トシ、綜合的交通計画、綜合的動力計画ト有機的關聯ニ於テ産業及人口ノ統制的配分ヲ図ルニ重点ヲ置キ、常ニ防空上ノ考慮ヲ重視スルモノトス

四、經濟ニ関スル計画ニ付テハ東亜共栄圈内ニ於ケル資源ノ開發、保全、涵養ニ依ル必要物資ノ確保ト其適正ナル交流配分ヲ図リ、併セテ國際經濟ニ於ケル優位ノ獲得ニ努ムルヲ以テ目的トス

五、人口ニ関スル計画ニ付テハ人口ノ量的質的増強ト之ガ地域の職能的ノ適正ナル配分ヲ図ルヲ以テ目的トス

六、基礎調査ハ各庁ノ調査ヲ統合シ、民間ノ協力ヲ得テ内外ニ巨ル關係資料ノ整備ヲ図ルモノトス

第四、主要策定事項

一、日滿支經濟配分計画

二、工鉱業配分計画

イ、重化学工業ノ業種別配分計画

ロ、輕工業ノ業種別配分計画

ハ、工業地帯配分計画

ニ、鉱産資源開發計画

三、農林畜水産業配分計画

イ、農業計画

ロ、林野計画

〔田辺忠男關係文書〕(國士館大學圖書館所藏) について(佐々)

ハ、水産計画

四、総合的交通計画

イ、内外地交通通信整備計画

ロ、東亜交通通信整備計画

五、総合的動力計画（燃料ヲ含ム）

六、総合的治山治水及利水計画

七、総合的人口配分計画

イ、都市配置ニ関スル計画

ロ、職能別人口配分計画

ハ、地域別人口配分計画

ニ、総合的移民計画

八、文化厚生施設ノ配分計画

九、単位地域別計画ノ基本方針

第五、事務ノ機構並其運用

一、国土計画ハ内閣総理大臣ノ主管トシ、其事務ハ企画院ヲシテ掌ラシム

二、内閣ニ官制ニ依ル国土計画委員会ヲ設置シ、国土計画ノ策定並運用ニ関スル諮問機関タラシムルコト

三、各庁ハ国土計画ノ策定ニ参画シ、其所管ニ従ヒ、計画ノ内容タル事項ノ調査、計画、実施ヲ掌ル

内閣総理大臣ハ各庁ノ行フ事業ニ付国土計画ノ運用上必要ナル統轄ヲ行フコトヲ得ルモノトスコト

地方計画ニ付テモ内閣ニ於テ之ヲ統制ス

四、各庁ニ設置セラレアル各種會議、調査會、委員會等ハ必要ニ応ジ国土計畫委員會ト密接ナル連絡ヲ保持スベキモ
ノトシ、之ヲ連絡ノ方法ニ付テハ別途考慮スルモノトス

五、日滿支計畫ニ關スル滿支兩國トノ連絡ハ各關係所管庁ヲ通ジテ之ヲ行フ

六、中央計畫ノ外地ニ於ケル實施ハ一般的ニ各外地官庁ノ所管トシ拓務省（關東州ニ付テハ對滿事務局）之ヲ統制ス

(イ)「国土計畫設定要綱」決定までの動向

「田辺忠男關係文書」の中に「綜合立地計畫策定要綱」（文書番号001-02）、「北辺地域計畫策定要綱（案）」（文書番号001-03）など、「綜合立地計畫」と墨書された封筒に収められた一連の史料がある。これらの文書の大半は、滿洲國の總務庁企画處で作成されたものである。その中の、康徳七年二月二十六日（一九四〇・昭和十五年）滿洲國國務院會議決定「綜合立地計畫策定要綱」を見ると、その「第一方針」は、次のように記載されている。

國家永遠の調和的發展を計ると同時に、日滿を一体とせる綜合国力發揮の建前に従い、國防並に資源開發の緊急要請に基く重要諸國策の完遂に資せむが為、接壤地域との關聯を考慮しつつ調査及資料の集成に依り、綜合立地計畫を策定し以て右諸國策の地域的配備又は空間的規整を行はむとす

このように、すでに滿洲國においては、約半年前、日本内地に先駆けて日滿一体の綜合立地計畫が策定されていたのであった。また、同じ封筒に、關東州における市街地農耕地等の土地利用開發計畫に關する規則である「關東州州計畫令」（一九三八・昭和十三年）（文書番号1001-60）が入っていたことなどからも、すでに第二次近衛內閣發足以前に、企画院などによって資料収集、調査が進行していたのであった。これらのことから、內閣發足以前、自然的流れであつたとも思われる。「日滿支ヲ通スル綜合国力ノ發展ヲ目標トスル国土開發計畫ノ確立」への方向は、自然の流れであつたとも思われる。

このような動向は、すでに内務省においても行われていたやうで、内務省計畫局の翻訳によるアメリカ合衆國の地方計畫、

州計画など、昭和十年代前半の調査資料（文書番号142・143・050・031）が田辺文書の中に散見されることから理解できる。

このように、昭和十五年九月二十四日に閣議決定された「国土計画設定要綱」が発表されるまでには、さまざまな部署からの資料の提供や意見の提議があったと想像される。事実、酒井三郎『昭和研究会』（中公文庫、一九九二年）によれば、近衛文麿の政策ブレーンであった昭和研究会のなかに、昭和十四年秋、恒久的な国土計画設定のための国土計画研究会が設けられたとされており、いくつかの研究項目を決め、外部の専門家の話を聞いたりしながら、とりあえずの緊急意見書をまとめ、政府や関係方面に提出することとなったとある。その意見書は昭和十五年九月二十四日に提出された「国土計画促進に関する意見書」というものである。内容は、まず、日滿支ブロックの総合的計画を前提に、日本の国土計画を中心に考慮することを根本方針として、南方地域までを含んで、国内、国外への人口の適正配分、食料自給、産業開発・再編や交通施設の有機的整備などを策定の目標とし、種々の具体的措置や方法を述べたものであった。³⁾ また、これより前、昭和十五年八月二十六日の中央農林協議会理事会においても「国土計画の樹立実行に関し日滿支を通ずる中枢機関及び単位別中央機関を設置すること、右中枢機関に調査、研究機関を設けること。国土計画の樹立実行に関し必要な法規を整備強化すること。国土計画の樹立実行に適合するやう行政区画を編成替へすること。」⁴⁾などが決定され、関係各官庁に提議されている。

以上述べてきたことから、「国土計画設定要綱」決定までの動向をまとめてみると、我國の企画院における国土計画は、まず、内務省計画局などによる、外国の国土計画に関する諸事情の調査が前提となっており、その諸資料の翻訳などが提供されたことに始まり、一方、大陸においては、満洲国の成立とともに、満洲、日本、中国との総合発展がはかられ、日本の国土計画に先んじて「総合立地計画」が作成されていた。また、国内においては、昭和十四年秋、昭和研究会のなかに国土計画研究会が設けられ、昭和十五年九月における「国土計画促進に関する意見書」の提出や中央農林協議会の国土計画樹立に関する提議などが行われていた。そして、そのような動きの中から国土計画の具体的内容が設定されて来たことが理解で

きたことと思う。しかし、主に国土計画設定とその策定が、具体的に動き出すのは、翌昭和十六年に企画院官制が改正され、事務機構が整ってからであった。

(ウ) 田辺文書と国土計画

次に、田辺文書のなかの国土計画に関する史料を中心に紹介する。まず、田辺文書の中に、「国土計画ノ策定ニ関スル書類(一)(一般)」と墨書され秘印が押された封筒がある(文書番号011)。この封筒に収められている書類は、国土計画に関する重要なものが多いので順次抜粋して紹介する。

「国土計画ノ策定ニ関スル書類(一)(一般)」

○「国土計画事務組織表」(文書番号011-09) これは昭和十六(一九四一)年二月七日付けの国土計画事務組織を图表にしたもので、①・②の組織表が書かれている所から組織案と考えられる。①案では、企画院第一部長(勅任調査官)の下にA書記官(総務)、B書記官(調査)が置かれ、それぞれの書記官の下に共通の調査官や事務官、技手、嘱託、雇員が置かれた組織となっている。②案では、勅任調査官の下に事務関係書記官と調査関係書記官が置かれ、事務関係書記官の下に事務官、調査関係書記官の下に調査官、事務官、技手が置かれた組織になっている。田辺の位置は、これら組織の中心である勅任調査官であった。

○「国土計画設定準備主任官並関係官名簿」(文書番号011-16) この名簿は、昭和十六年三月二十日の日付のもので、諸官庁の役人九十八名の名前が記載されている。記載されている官庁とそれぞれの人数を挙げて見ると、内閣統計局一名、内閣東北局二名、対満事務局六名、興亜院六名、外務省三名、内務省六名、大蔵省四名、陸軍省五名、海軍省三名、司法省三名、文部省三名、農林省五名、商工省七名、通信省六名、鉄道省四名、拓務省三名、厚生省五名、企画院二十六名であった。企画院からは文書課をはじめ、第一部から六部までと科学部が参加したようである。田辺は

「田辺忠男関係文書」(国土館大学図書館所蔵)について(佐々)

企画院第一部に所属していた。

○「国土計画概説」(文書番号011-01) これは企画院で最初から国土計画の準備にあたった小貫弘書記官が、国土計画を総合的視点で著した昭和十六年三月三十日付、十九頁の印刷物である。その目次は、一、国土計画の意義 二、国土計画の緊要性 三、国土計画設定の趣旨 四、国土計画の指導精神 五、日滿支計画と中央計画 六、国土計画の策定 七、国土計画の事務機構 八、国土計画は可能なりや(諸外国の例) というものであり、国土計画事業への実現と協力を呼びかけたものであった。

○「国土計画準備打合せニ於ケル第一部長挨拶並説明要旨(案)」(文書番号011-15) この小綴りは、昭和十六年六月二十一日に作成されたもので、まず企画院第一部長の挨拶と会議の趣旨から始まり、次に国土計画の意義、目標、性質、国土計画の内容などについての概略を説明し、国土計画設定の調査研究の方法に触れ、各庁の企画院への調査資料提出の協力を依頼した内容のものである。その最初の挨拶と会議の趣旨の部分によれば、国土計画の具体的進行方法として、本格的国土計画を策定する調査研究部分と応急的措置の施策部分の大きく二つに分けて並行的に進めていくことが述べられている。そして、後者の応急的措置として、まずは、工場の過度集中抑制に関する暫定措置の問題に取り組んでおり、前者についても具体的調査事項を作成したとしている。これらのことから昭和十六年六月頃には、本格的な国土計画の作業が始まったと思われる。早速、同年七月十九日には、国土計画設定のための調査に関する東亜研究所との第一回打ち合わせ会が実施されている(文書番号011-03)

○「工場統制地域設定ニ必要ナル研究事項(案)」(文書番号011-04) これは、昭和十六年二月二十一日の日付で、企画院が、国土計画の応急的措置である工場統制に関して検討した最初の書類と考えられる。その後、三月二十九日付けで「工場統制地域設定ニ必要ナル研究事項」(文書番号011-05) が作成されている。また、企画院から対滿事務局次長・興亜院総務長官・各省次官へ宛てた「一定地域ニ於ケル工場ノ過度集中抑制ニ関スル暫定措置ニ付意見照会ノ

件」(文書番号011-31)などの応急措置としての工場過度集中抑制に関する暫定措置関連の書類が、この他数点見られる(文書番号011-09・25・26・27・28・29・30)。

○「週報」(二〇七号、昭和十五年十月二日発行、内閣情報部編)(文書番号011-12) この雑誌は、内閣情報部編集、内閣印刷局発行の一部五銭のPR雑誌である。この雑誌に企画院のPR記事として「国土計画について」という題目で、国土計画の意味や必要性、計画の立て方、国土計画の種類(日滿支計画、中央計画)、事務機構などについて説明記事を掲載している。また、最後に「国土計画設定要綱」が添付されている。この他同封の書類には、先に述べた星野企画院総裁の放送原稿とは別に、彼の談話要旨「国土計画ノ設定ニ付テ」(文書番号011-20)や国土計画設定要綱の説明原稿「国土計画について」(文書番号011-23)、放送ニュース解説「国土計画の意義内容」(文書番号011-24)、それに閣議決定された「国土計画設定要綱」(文書番号011-22)などがあり、何れも国土計画を理解する上では重要な史料である。

さて、次に「田辺忠男関係文書」に含まれる、その他の国土計画関係の重要と思われる史料を紹介する。

○「国土計画本格的設定方法ニツイテ」(文書番号012・013・014) これは、企画院第一部第三課が作成した三分冊からなる国土計画の本格的策定についての印刷物である。第三課の業務は、確実な調査に基づく、国土計画の恒久的、本格的策定を業務としており、同名の田辺の論文校正原稿(文書番号136)があるところから、前記の三分冊も田辺の手になるものと思われる。また、田辺は、各地で国土計画について講演を行っており、その講演に関する出張日程表や講演原稿が散見される(文書番号107・094・095・069・044・051・024-03・04・05)。

○「国土計画法案要綱試案」(文書番号015) これは、昭和十六年六月二十日国土計画に対する法制を整備する目的で作成された「国土計画法」の要綱試案である。人口配分や土地収用、その予算などについて二十九の条項がつくられて

いる。

○「北支、蒙疆国土計画基本要綱案」(文書番号002-08) この要綱案は昭和十五年十一月に興亜院華北連絡部が作成したもので、計画の対象地域は「新黄河以北、期間ハ三十年」としている。また、その緒言において「本国土計画基本要綱案ハ企画院ニ於テ設定セラルル日滿支国土計画ノ中北支蒙疆ニ関スル部分ノ基本方針及将来ノ目標ニ関スル資料ヲ提供セントスルモノニシテ之ニ基キ更ニ企画院所定ノ期間計画ヲ策定スヘキモノナリ」と日滿支国土計画の一環をなすものである事を述べている。また、その基本方針の中で、北支、蒙疆が滿洲と共に對ソ防衛の第一線であり、東亞共栄圈の中核であるので、急速な軍需関係の生産施設と交通通信機関の整備、それに資源開発の必要性があると述べている。そして、工鋳業配分計画から文化厚生施設配分計画まで七つの項目を掲げ、具体的数字を挙げて計画を述べている。田辺文書の中には、この他、「北支、蒙疆」に関する書類が、数多く含まれており、同じ興亜院華北連絡部が作成した「北支国土計画資料」(一)〜(七)、工鋳・農畜林水産・交通・電力・理水・人口計画・文化厚生関係資料などもその一群である(文書番002-01〜07)。

○「朝鮮ニ於ケル国土計画調査要綱(案)」(文書番号034) これは、朝鮮国土計画委員会幹事企画部が昭和十六年七月に作成した朝鮮における国土計画・基本理念に関する要綱案である。この他、「朝鮮国土計画」(文書番号082)というノート四枚ほどの断片がある。

○「人口問題と国土計画」(文書番号021-01〜14) これは、表題の封筒の中に、国土計画に関連する人口問題についての書類が収められたもので、昭和十五年十一月に開催された第四回人口問題全国協議会関係書類(02・03・04)や人口政策委員会国土計画分科会参加者名簿などがある。

○「地方計画関係書類」(文書番号158-01〜07) これは、中央計画に対して地域単位別の地方計画に関連する書類を表題の封筒に収めたもので、「八代港平面図」(02)、「大東亞建設と八郎瀉」(03)、「長野県本県ノ治水計画ト財源」

(2)(4)、など、地方関連のものであるが、いずれも第二次大戦後、実施された事業に関係あるものばかりで興味深いところである。

。「大東亜共栄圏現状調査ニ関スル件」(文書番号288) これは、大東亜共栄圏全域についての国土計画の大綱、基本方針を策定するための基礎資料の調査事項に関する書類である。作成年月日は不明であるが、基礎調査であること、調査についての協議者に企画院第一部田辺調査官の名前が載っているところから昭和十六年の書類と考えられる。なお、協議機関は、企画院、興亜院、対満事務局、満鉄調査部、東亜研究所としている。また、この書類では、調査対象である大東亜共栄圏地域として、「日本、満洲、支那、仏印、タイ、ビルマ、英領馬來、蘭印、フィリッピン、香港、英領ニューギニア、ニュージールランド、濠洲、印度」を挙げている。

以上、国土計画関係の史料について紹介してきたが、次に、その他の史料について紹介する。

(二) その他の文書

「田辺忠男関係文書」には、いくつかの意見書が含まれている。その一つに企画院書記官第一部第三課長村山道雄が、昭和十六年九月十一日付けで出した「我国ノ異民族政策特ニ内鮮一体化政策ニ付テ」(文書番号165)という意見書がある。これは、皇民化政策全般の視点から、朝鮮民族の人心把握を目的とした、より積極的な同化政策、「内鮮一体」の必要性を訴えた意見書である。この村山書記官の意見書は、当時の皇民化政策やそれに対する企画院の姿勢を知る上で興味のある史料であるので、その概略について述べてみる。

村山は、意見書の序文において、この意見書を作成した理由を述べており、それによれば、「朝鮮では皇民化運動が進行中で、前年の昭和十五年には創氏改名が行われ、朝鮮人と日本人の区分が撤廃され、昭和十七年には学齡兒童の六割が小学校に就学することになる。このように、同化一体化政策が具現化しているにも拘わらず、日本国内では、日本人と朝鮮人の

通婚は禁止すべきである、朝鮮人の内地移住は阻止すべきである、朝鮮人に米を食べさせてはいけないなど、朝鮮との一体化政策を阻害する状況が生じてきており、このような状況は、満洲、中国に対する政策についても同じようなことが言える。そこで国論の統一が必要であり、意見書を草したのである。」と、その執筆の動機が、「内鮮一体化」を阻害する国内の差別意識を警戒してのものであったことを記している。

意見書の内容は、第一に「異民族政策ヲ論ズルニ當リ特ニ注意スベキ諸点」を挙げ、異民族政策の確立と、その根本方針を政府と国民が理解することが、まず必要なことであり、政策は性急にならず、人種的差別を捨て、政策も民族の特性に適応したものが必要で、外国の植民地政策を無批判に模倣するような態度は慎まねばならないと論じている。

第二に「我國ノ異民族政策ノ根本方針」として、大正八（一九一九）年八月の『朝鮮總督府官制改革ニ関スル詔書』⁵の中にある「其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁、朕カ臣民トシテ秋毫ノ差異アルコトナク各其ノ所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ澤ヲ享ケシムルコトヲ期セリ」という詔書の文章を挙げており、異民族政策の根本方針は「八紘一字ノ肇國ノ大精神ニ基クモノデアル」としている。また、満洲国では、すでに、漢・滿・蒙・日・朝の、いわゆる五族協和の國是が定まっており、中国に対しては、「支那民族ノ民族主義的要求ヲ満足セシメツツ之ト共同提携シテ東亞新秩序ヲ建設セントスルモノデアル。」と、善隣関係を維持しつつ共同提携していくとしている。

第三に「我國ノ異民族政策特ニ内鮮一体化政策ノ合目的性」を挙げ、まず東亞共榮圈建設のためにも、異民族の心の把握と日本への信頼が絶対に必要であるとしている。また、中国に対しては、徹底的に独占搾取せよ、という国内意見もあるが、「土着資本ノ利益ヲ顧ミルコトナク大陸ヲ搾取セントスルガ如キ思想ヲ克服スルニ非ザレバ我國ガ真ノ東亞共榮圈ヲ確立シテ其ノ指導者タルコトニ成功スルコトハ不可能デアルト信ズル。」と大陸への搾取意見への反対を表明している。そして、朝鮮人との一体化は、朝鮮の地理的見地から軍事、政治上、日本の存立のために絶対に必要である述べている。

その「内鮮一体化」が可能かという問題については、第四に、「内鮮一体化ノ可能性」として、六つの理由を挙げている。

まず、①人種的にみても、歴史的にみても極めて近似した民族であり、桓武天皇の母親が、百濟聖明王の五代の孫である例を引用して、一体化の可能性があると述べている。②日本と朝鮮が地理的に近接している。③日本と朝鮮とは、言語的、宗教的にも似かよった文化であり、識字率も決して低くない。④台湾本島人が祖国中国を持っているのと違い、朝鮮民族の国家を現在持っていない。⑤世界情勢が民族自決を困難にする広域政治、広域経済の方向にあり、朝鮮人もこの状況を認識せざるを得ない。⑥最後に、日本人側の民族融合能力が大きな問題になるが、「新撰姓氏録」中の渡来人の氏数や「俘囚」、「夷俘」などの良民化の歴史的事例を挙げて、一体化の可能性を述べ、国民意識醸成のための国民一致の努力が必要であるとしている。そして、村山書記官の意見として、「偏狭ナル民族的劣等感又ハ猜疑心カラ、其ノ能力ニ相応スル社会的地位ヲ与フルコトヲ拒ミ、或ハ政治的事情ヲ異ニスル外国ノ政策ヤ、其ノ政策ノ便宜ノ為ニ利用セラレタ理論ニ拘ハレテ、民族的差別感ヲ刺戟シ一体化ノ方向ニ反スルガ如キ言論ノ公ニサルモノナキニ非ザルコトハ、甚ダ遺憾ト思ハレル。」と、最近の朝鮮人に対する民族差別を批判しているのである。しかし、その最終目的は、「東亜の盟主」としての地位を獲得することに置かれていた。第五「内鮮一体化ノ諸政策」、第六「内鮮一体化ニ関連スル諸問題」、第七「結語」と、「内鮮一体化」についてこの後論が続くが、最後に村山は、次のように述べて意見書を締めくくっている。「民族戦トイフ語ガ用ヒラレルナラバ、我々ハ朝鮮人ニ対シテハ同化ニ成功スルコトガ其ノ勝利デアアルコトヲ明確ニ認識シナケレバナラナイ。朝鮮人ヲ敵視シ愛蘭人ユダヤ人タラシメ永ク我国ノ禍タラシムルコトガ民族戦ノ勝利デハ断ジテナイノデアアル。」

以上、企画院書記官村山道雄の意見書を中心に述べてきたが、「田辺忠男関係文書」には、この他、「機関官勤務録」（文書番号150）という勤務適用・航海記事・各鎮守府油系肩一覽表があり、非常に細かい文字で、各軍艦の性能成績などが書かれた興味ある史料もある。そのほか、中国、朝鮮の各都市に関する書類や地図、絵葉書、写真集など、また、田辺が関わった立教大学のアルバム（文書番号102）、日本航空関係の「十年史」（文書番号101）、戦後、書記長を務めた反共団体「新日本建設青年連盟」（文書番号168・169）の綱領、趣意書などがある。

おわりに

「田辺忠男關係文書」について、主に企画院における「国土計画」を中心に述べてきたが、「国土計画」の概要については、不十分ながら、おおよそ理解いただけただけのことと思う。

そこで、最後に戦中から戦後までの国土計画の流れを述べて、本稿全体のとめとしたい。昭和十五（一九四〇）年九月「国土計画設定要綱」が閣議決定し、翌十八年には、企画院官制が改正された。これにより国土計画への組織・機構が整い、第一部に第二課、第三課が設置された。第二課は、国土計画の暫定措置や国土計画の運用に関する事務。大都市における工業問題、人口問題など当面对応すべき応急問題に取り組んだ。第三課は国土計画設定に関する事務を分掌し、堅実な調査研究による恒久的、本格的な国土計画の策定に取り組んだ。その後、両課とも業務を進めたが、昭和十八年十月限りで企画院が廃止となったので、企画院における国土計画の事務は内務省が引き継ぎ、国土局計画課で地方計画事務と合同することになった。内務省は、すでに昭和十一年頃から工業地域の集中と大都市問題や地方計画についての調査研究を、都市計画課を中心にっており、企画院の国土計画とは、密接な関係を持っていたのである。以後戦争状態の悪化に伴い、戦時的、応急的国土計画案が求められ、重要工場の疎開などが計画されたが、結局、終戦を迎えることになった。⁶⁾

内務省国土局は、連合軍占領行政の中、早速、昭和二十年九月二十七日「国土計画基本方針」を明らかにし、戦後復興のための国土計画に執りかかったのである。そして、その後の作業を経て、「復興国土計画要綱」を昭和二十一年六月印刷し、九月一日に一般に公表した。終戦後の国土再建への計画の第一歩が示されたのであった。その後、昭和二十一年十月十八日の閣議で国土計画審議会の設置が決められ、翌二十二年三月六日「国土計画審議会官制」が勅令第七十号によって公布され、ようやく審議組織が発足した。しかし、戦後の行政の混乱から活動は停滞し、昭和二十三年国土計画審議会は一応幕を閉じた。また、昭和二十二年三月には、「地方計画策定基本要綱」が発表されている。地方計画の部分は昭和二十三年に内務省

が解体され、建設院―建設省に引き継がれた。昭和二十五年五月二十六日には、国土計画法である「国土総合開発法」が公布され、国土計画の法的位置付けができたのである。そして、この法律などの目的達成のために総理府に国土総合開発審議会が設置され、これを中心に全国総合開発計画の検討が進められ、昭和三十七年十月に全国総合開発計画（全総）が閣議決定された。その後、昭和四十四年には新全国総合開発計画（新全総）、昭和五十二年に第三次全国総合開発計画（三全総）、昭和六十二年に第四次全国総合開発計画（四全総）、と続き、平成十年三月三十一日、橋本内閣において「21世紀の国土のグランドデザイン―地域の自立の促進と美しい国土の創造―」という、いわゆる五全総が決定されたのである。

以上述べてきたように、いわゆる平成の五全総まで続く国土開発の系譜の最初に位置付けられるのが、昭和十五年九月二十四日に閣議決定された「国土計画設定要綱」であり、企画院を中心とした戦前・戦中の国土計画の進行が、戦後の国土再建の出発点となる「復興国土計画要綱」の前提となったことが理解できたことと思う。日本の戦後復興の研究は、戦前の国土計画の研究を抜きには考えられないのである。その意味で、「田辺忠男関係文書」は、戦前、戦中の研究ばかりでなく、戦後研究にも大きな意味をもつ史料といえるであろう。

最後になったが、本目録の作成に協力してくれた国士館大学国史学研究会の諸君と、田辺忠男の人事資料の収集、調査にご助力をいただいた本学図書館の渡辺美好氏と田辺朋子氏に深く感謝を申し上げる次第である。

註

- (1) 『東京大学経済学部五十年史』東京大学出版会、昭和五十一年。『立教経済学研究 創刊五十巻を記念して』立教大学経済研究会、平成九年。『立教学院百二十五年史 資料編第一巻』平成八年。『専修大学百年史』昭和五十六年。『国士館大学政経学部創設三十年史』平成三年。

- (2) 『内閣制度百年史』下 一三三三―一三三四頁。

- (3) 酒井三郎『昭和研究会』中公文庫 一四八～一五六頁。
- (4) 一井修『東亜国土計画』昭和一六年 同文館 八〇頁。
- (5) 『公文類聚』第四十三編、大正八年、第一卷 国立公文書館所蔵
- (6) 財団法人国土計画協会編『日本の国土総合開発計画』九～一五頁。
- (7) 同前 一六～三六頁。

(参考文献)

- 。財団法人国土計画協会編『日本の国土総合開発計画』東洋経済新報社、昭和三十八年。
- 。一井修『東亜国土計画』東京同文館、昭和十六年。
- 。酒井三郎『昭和研究会』中公文庫、平成四年。

(本学文学部教授)

であることがわかる。

これは前稿17ページで論じた、去勢を意味する「驂^{シヨフ}」字の古さと構造（乗字は馬車関係の文字である）から、ウマの中では、車牽引用馬が先に去勢されたと推定できる、とした説を支持する発表である。

また同遺跡についての別の報告（秦始皇陵考古隊「秦始皇陵園 K0006陪葬坑第一次発掘簡報」『文物』2002年第3期 p. 27）の中で、馬頭骨9点の中1点について、雌または去勢馬と判定している。これは馬骨から去勢に言及した管見では初の報告である。

なお、前稿をもとにして日本中国考古学会第11回大会（2000年）で口頭発表をおこなった。これは『中国考古学』第一号（2001年刊、『日本中国考古学会会報』を改称、総第11号、p. 73～）に「中国における去勢の起原について」として掲載されている。

『中国文物報』の記事は穴澤暁光氏の教示による。

〔壬午春〕

（本学文学部教授）

中国における去勢の起原（補）

かわ また まさ のり
川 又 正 智

中国における去勢の起原（補）（川又）

本誌第7号（1999年4月）に掲載した「中国における去勢の起原」（以下、前稿という）の補足をする。

前稿は、中国史上、宦官／宦者の活動が有名であるにもかかわらず、その起原と先秦時代の状況は明確ではなく、また家畜去勢についても同様不明であることから、ヒトと家畜あわせて去勢の中国における起原と初期の状況をさぐってみたものである。

前稿18ページに、陝西臨潼始皇帝陵兵馬俑坑出土の馬俑が去勢馬であるとの佐原真氏の説を取り上げた。その後、『秦物質文化史』（王学理編1994 p. 26）で、同馬俑は全頭去勢馬である、との記述を見た。筆者自身も数体ではあるが、直接同馬俑を観察し（2000年10月「中国国宝展」於東京国立博物館）、去勢雄馬俑であることを確認する機会を得た。したがって、すくなくとも、始皇帝のころに、馬の去勢がおこなわれていたのは確実、ということができる。

その後あたらしい発表があった（始皇陵考古隊「対始皇陵園 K0006号陪葬坑出土馬骨的幾点認識」『中国文物報』2001年9月21日号）。これは、現在もつづけられている始皇帝陵周辺部考古学調査のニュース（墳丘本体の調査は未来の考古学者にゆだねられているので発掘は実施されていない）で、タイトルどおり、新発掘の馬骨についてがテーマであるが、銅車馬と兵馬俑の馬についても言及されている。

それによると、兵馬俑坑の雄馬の全部が去勢してあるのでは無い、としてさらに、戦車牽引用の馬は去勢してあり、騎乗用の馬は去勢していない、と推定している。このニュースには、馬俑胴体下面の図面が初めて発表されていて、たしかに去勢馬

六六

國士館大學史學會會則

第一條 本会は國士館大學史學會と稱する。

第二條 本会は事務局を國士館大學文學部國史學・東洋史學研究室内に置く。

第三條 本会は歴史學を研究し、その啓発と普及に努めることを目的とする。

第四條 本会は前條の目的を達成するため次の事業を行う。

一 研究会・講演会の開催。

二 機関誌の発行。

三 その他必要な事業。

第五條 本会の會員は左記の通りとする。

一 國士館大學國史學・東洋史學專攻專任教員。

二 國士館大學文學部國史學・東洋史學專攻の學生。

三 國士館大學國史學・東洋史學專攻の卒業生で入會を希望する者。

四 その他入會を希望して委員會の承認を得た者。

第六條 本會に左記の役員を置く。

一 委員若干名（うち一名を代表委員とする）。

二 監査二名。

第七條 本會の役員任期は一年とする。

第八條 本會の經費は會費・助成金・寄付金その他をもってあてる。

第九條 本會の會計年度は四月一日に始まり翌年の三月三十一日をもって終わる。

付則

一 本會則は委員の三分の二以上の賛成をもって変更することができる。

二 細則は別に定める。

三 本會則は平成五年四月一日から実施する。

國士館史學・第十号

平成十四年三月三十一日 発行

編集兼 國士館大學史學會

發行人 代表 小岩井 弘光

發行所 〒154-8515 東京都世田谷区

世田谷四二八一

國士館大學史學會

印刷所 〒135-0004 東京都江東区

森下三一九一五

倉敷印刷株式会社

Kokushikan-Shigaku

No. 10 (March 2002)

A study of Sanrin temples, Sonraku temples and Kokubunji
temples *SUDA, Tsutomu*

Introduction of the Documents owned by Tanabe Tadao—
mainly in the historical documents of "Kokudo-Keikaku (land
planning)" by Kikakuin— *SASSA, Hiroo*

The Beginnings of Castration in China: addition
KAWAMATA, Masanori

Notes and Reports

KOKUSHIKAN-DAIGAKU-SHIGAKU-KAI

4-28-1 SETAGAYA, SETAGAYA-KU

TOKYO 154-8515, JAPAN